

1. 件 名 : 「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（玄海原子力発電所 設置変更許可申請（高燃焼度燃料導入等）【4】並びに（川内原子力発電所及び玄海原子力発電所 保安規定変更認可申請（組織改正）【5】）」
2. 日 時 : 令和5年5月12日 13時40分～17時40分
3. 場 所 : 原子力規制庁 9階C会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者（※ TV会議システムによる出席）
原子力規制庁 :
（新基準適合性審査チーム）
 奥企画調査官、中川上席安全審査官、鈴木主任安全審査官、

九州電力株式会社 :
 原子力発電本部 原子力建設部長 他15名（※うち4名）
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
 発言者による確認はしていません。
6. その他
提出資料 :
 - ・ 資料1 玄海原子力発電所4号炉における高燃焼度燃料の使用に伴う設置変更許可申請について（3号及び4号発電用原子炉施設の変更（コメント回答方針）
 - ・ 資料2 玄海原子力発電所4号炉高燃焼度燃料の使用に伴う原子炉設置変更許可申請書の変更内容について
 - ・ 資料3 玄海原子力発電所4号炉高燃焼度燃料の使用に伴う原子炉設置変更許可申請における条文整理表
 - ・ 資料4 玄海4号炉 高燃焼度燃料の使用（3号及び4号発電用原子炉施設の変更） コメントリスト
 - ・ 資料5 組織改正に係る原子炉施設保安規定変更認可申請における必要な対応の確認について

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	医長規制庁鈴木です。
0:00:03	は、玄海発電所、ここに城燃料導入等の設置変更の、
0:00:09	ヒアリングについてヒアリングを行います。事前に、
0:00:15	資料、
0:00:17	1、
0:00:17	コメント回答方針。
0:00:20	パワーポイント資料を、
0:00:22	資料 2、
0:00:26	変更内容について、
0:00:29	資料 3、
0:00:32	条文整理表、
0:00:34	資料 4、コメントリストが出ておりますけれども資料は以上でよろしいですか。
0:00:40	石井電工確認をお願いします。
0:00:53	九州電力のオビタです。
0:00:55	組織改正。
0:00:57	もう判定。
0:00:59	この
0:01:00	ところの関連ということでは、
0:01:02	10 日に、
0:01:04	面談をする予定でしたけれども、こちら、
0:01:07	面談の資料として、
0:01:10	言われてる資料。
0:01:14	ヒアリング資料として、
0:01:16	いただきたいと。
0:01:19	吉尾規制庁都築です。資料 5 として、今日追加で、
0:01:27	説明をされるという
0:01:28	よろしい。
0:01:30	資料 5 として、
0:01:31	示させていただきたいと思います。
0:01:34	西尾規制庁都築です。私今手元にも、
0:01:37	こちら側は今用意してない。
0:01:39	紙があれば、
0:01:41	それで、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:42	西尾規制庁する。
0:02:43	資料 5 として、
0:02:48	玄海発電所を、
0:02:51	を安定。
0:02:52	仙台も、
0:02:55	変更認可申請の必要な対応の確認について、
0:02:59	指導資料 5 として、
0:03:02	追加し、
0:03:05	本日は、
0:03:11	4 月 18 日の審査会合の、
0:03:14	液位等を受けまして、
0:03:18	その回答をなされるということで、
0:03:22	資料、資料 5 までですかね、これ含めて、
0:03:26	説明をいただくんですけども、
0:03:29	前回の審査会合の最後に、
0:03:34	発電本部副副本部長から、
0:03:38	次回の会合に向けてヒアリングの回数を、
0:03:42	もっとふやして、
0:03:45	それで、
0:03:47	次の会合のときには、しっかりまとまったもので、
0:03:51	説明したいという話が、
0:03:53	ありましたけれどもその場で、審査チーム長である大野審議官が、
0:03:57	おまして、
0:04:01	委員会の決定事項に関わることなので、それについては残念ながらできないけれども、どう対応できるかどうか
0:04:08	は、
0:04:10	審査チームが出とって、検討して次回の審査会合で、
0:04:16	お答えする。
0:04:18	現在今そちらの方の対応を検討しているところ。
0:04:23	そのためちょっと、
0:04:24	設置変更の方の、
0:04:26	資料。
0:04:28	から 4 のところについては現状、私ども先生目を通して、通せる時間がない。
0:04:34	で、今日はどんな回答をされる予定かってところを、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:38	説明をいただければ、
0:04:40	かなと思う。
0:04:41	それから資料 5 の方については、
0:04:44	今いただいて所見になりますので、説明をしていただきたいと。
0:04:48	し説明の順番おまかせしますので、
0:04:51	今言った趣旨で、
0:04:54	元
0:04:58	はい。九州電力の最中です。今日はよろしい。
0:05:03	先ほどの鈴木さんからお話あった通り、今日は大きく分けて二つある。
0:05:10	まずアノ 5 安定。
0:05:13	カラム、
0:05:17	後は、
0:05:25	まずですね。
0:05:32	前回、
0:05:39	不安定。
0:05:59	が、
0:06:02	で、
0:06:03	こちらの方は、
0:06:23	ただ最初に資料を、
0:06:38	九州電力のオビタです。
0:06:40	それでは資料 5 を用いて、組織改正に係る後の保安規定変更、
0:06:47	必要な対応の確認についてということで、ご説明させていただきたいと 思います。
0:06:52	まず、
0:06:54	泊 18 日の審査会合におきまして、
0:06:57	会合資料の、
0:07:11	改正に係る音声変更に、
0:07:14	玄海 4 号炉の購入照度燃料の使用に係る、
0:07:20	それ以降、
0:07:22	及び
0:07:23	その関連について説明をさせていただいて、
0:07:29	この両申請のための整合について確認ができ次第、
0:07:33	本て変更認可手続き
0:07:36	法で、
0:07:37	いただける梅野。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:43	その後、4月27日、
0:07:46	かえってにかかる
0:07:48	ヒアリングにおきまして、
0:07:50	本申請を認可するため、
0:07:59	後、
0:08:01	他の整合について説明を、
0:08:03	認められております。
0:08:06	二目、以下の事項について確認させていただきたいと思っております。
0:08:11	まず一つ目の確認事項といたしまして、
0:08:14	そして杉購入は先生の、
0:08:16	かつ、
0:08:18	決められない要因について、
0:08:22	こちらは、
0:08:24	資料の(2)、
0:08:32	また赤字でお伝えしてございます。別紙1の、
0:08:37	42ページ。
0:08:39	が、
0:08:40	こちらの添付書類5の、
0:08:44	一番下のパラグラフ、
0:08:46	本変更に係る
0:08:48	予備工事の業務についてという、この箇所において、
0:08:53	手数料部門が入っていないというところで、
0:09:00	側の、
0:09:02	製造がされてないという、
0:09:09	何か手続きの方が進められないか。
0:09:11	所。
0:09:15	続いて2点目につきまして、
0:09:17	その上で、本て変更認可するという。
0:09:20	認可手続きを、
0:09:22	この計画を改め、
0:09:24	具体的に、
0:09:25	どのような、
0:09:27	とか、
0:09:33	決まって、
0:09:34	参考資料の(2)。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:40	こちらエミぱた。
0:09:45	けれども、
0:09:47	こちらの資料は、
0:09:52	ここで、
0:09:56	あ、
0:09:59	これについて、
0:10:06	田井原子力発電所 4 号炉、購入初年度の使用に伴う原子力検討とか、
0:10:18	まず、
0:10:21	別の方でも、
0:10:23	改善図る恩恵変更認可申請と同様に、
0:10:28	保安に関する保守をして、
0:10:30	しております。
0:10:33	書類を少し、
0:10:35	こちら、
0:10:43	けれども、
0:10:44	こちらのA1、
0:10:46	POSの、
0:10:47	第 5 点。
0:10:49	原子力関係保守
0:10:50	というところで、
0:10:53	地域の四分の
0:10:56	3 ますけれども、こちらの原子炉関係組織の図に、
0:11:01	を行って、業種運動部門も含めて、
0:11:05	田井でございます。
0:11:08	従って算定の条例文書として、
0:11:12	整合していると。
0:11:14	考えておりました、
0:11:16	こちらの、
0:11:18	書類、後の、
0:11:20	方で、
0:11:21	ちょうどの
0:11:25	方別紙 1 の四分の 1、
0:11:29	一番下の並びらしい。
0:11:31	なります。
0:11:42	四分の 2 の線と 0。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:44	この一番下のパラグラフ、
0:11:47	こちらに遵守無料部門を追加する。
0:11:52	この議論につきましては、
0:11:55	うん。
0:11:56	最低の議論とっておまして、
0:12:01	本規定の審査とは切り分けて問題ないと、方法としては考えて、
0:12:09	なお、組織改正に質問がありまして、こちらの
0:12:13	第 5.1 図、原子力関係組織、
0:12:16	こちらの図の方は、設備変更となるため、本質変更認可後の、
0:12:22	このタイミングで、本設原稿総括申請書の補正を実施予定でございます。
0:12:29	続きまして、
0:12:30	けれども、
0:12:32	原子力事業者の技術的能力に関する審査指針、
0:12:37	の方においては、
0:12:39	技術的能力の方、
0:12:41	安全を確保して、事業等を適切に遂行するための、
0:12:46	コストの管理能力。
0:12:48	その組織、技術者の有する
0:12:51	技術、
0:12:52	及び機能を進めた能力と、されております。
0:12:57	こちらの書類を、1 ポツ組織の
0:13:01	一番下のパラグラフの本変更に係る設計及び工事の業務について、
0:13:07	場所については、
0:13:09	補佐としては、主たる業務として、
0:13:13	設計方針を定めるポスト及びその設計方針に基づいた、
0:13:17	工事を行うとき、
0:13:19	の方を記載してございます。
0:13:22	したがって、
0:13:23	原子燃料部門及び資材調達部門については、保安に関する組織と位置付けてございますが、
0:13:32	設計方針を定める組織及び、実施工事を行う組織ではない。
0:13:38	ということから、伝えはしておりません。
0:13:41	また、許可についても同様の考え方の方で、今まで、
0:13:46	お伝えしておまして、許可をいただいているところであります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:53	ということで、
0:13:55	裏を踏まえた上で、
0:13:59	資料 5 の、
0:14:01	の確認事項。
0:14:02	健康 2 課システム課説明見られない要因。
0:14:13	いろんな具体的な、
0:14:17	伺いたいと。
0:14:20	それは以上です。
0:14:26	秘書規制庁するですね、このパート 1 回説明。
0:14:33	お願い。
0:14:34	植生調査。
0:14:38	資料 5 別紙の、
0:14:43	両括弧 1 は両括弧ニシダ。
0:14:46	両括弧 2、
0:14:48	お話をやっていきましょう。
0:14:51	今の口頭の説明では、実工事をする、しないによって、前後の、
0:14:59	スポーツの組織において、登場するしないが決まります。
0:15:04	もう、
0:15:05	ということは、原子燃料部門にしても資材調達部門においても、
0:15:10	設工認の工事の方法ですら出てこないという
0:15:15	よろしい。
0:15:31	こちらの、
0:15:33	工事を行う。
0:15:41	もう、もうちょっと
0:15:44	うん。
0:15:44	と、もう前から言ってますけれども、
0:15:47	設計及び工事で、どの部門が何なってるかずっと説明してくださいって ことをずっと言ってますけどいまだに説明がなされてないので、
0:15:56	この議論がすれ違うだけだと思って。
0:15:59	最終的にこれは、例えば燃料体であれば燃料体の、
0:16:04	設工認手続きがありますけれども、そこで工事の方法のところ、
0:16:08	誰が何をやるか。
0:16:10	何をやったか。
0:16:12	すべて出てくる。
0:16:14	これ事実行為だと私は思って

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:17	そこで登場しませんということであれば、
0:16:19	それはアグリーなので、それは保安に関する組織じゃないです。
0:16:29	九州電力。
0:16:40	いただきたい。
0:16:42	ちょっとうちの文章の、
0:16:46	指名してから、
0:17:07	これは当然
0:17:30	役割、
0:17:54	入っている。
0:17:58	ノダ
0:18:10	は、
0:19:08	成長するんですからまず、
0:19:10	設計をどこがやる、何をやるのか。
0:19:13	どの設計方針を、どの部門がやるのか。
0:19:17	実際の設計をどの部門がどこ、どこをやるのか。
0:19:21	工事を、どこの部分がどこ、どこまでやるのか。
0:19:24	これまで説明してくださいよってことをずっと言ってるじゃないですか。
0:19:29	それがないと、結局、
0:19:31	今の話のところで、
0:19:34	私はこれ今まで聞いてるとこだと工事んところに、原子燃料部門が等々登場する。
0:19:41	この文章からしたら、現地に原子燃料部門がいて、工事の業務を行う。
0:19:47	読むしかない。
0:19:54	玄海発電所においてってところは原課発電所だけじゃなくって、現地の本店の原子燃料部門が、
0:20:02	実施するってところまで入るんでしょ。
0:20:06	現地に本当に、原子燃料もあるわけじゃないと思ってますけど。
0:20:12	だからそういう私は思ってるのは、説明がされないから。
0:20:17	そうじゃないんですかって聞いてるだけなんですよ。ただそうじゃないですっていうんだったらまずどの部門がどの設計とのどの分野まで、
0:20:25	どの分野、部門が現地の
0:20:29	設計のどの部門分野まで、それから現地の組織の
0:20:35	どこの部門が、どの工事のどこまでやるか。
0:20:38	を明確にしてくださいって言うわけ。
0:20:41	その中で、原子燃料部門が本当に登場しないんだったら、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:47	いいですよ。
0:20:54	九州電力の田仲です。
0:20:56	でも業務所掌は明確。
0:21:22	原子力規制庁するかどうかを確認するために説明してくださいって言うてる。
0:21:28	説明はしないけどいいですかそれでいいですかって聞かれたってわかりません。
0:21:45	その説明は、今後してもらおうものとして、
0:21:51	この
0:21:51	点 5 の技術的能力の、
0:21:54	適合性について、
0:21:57	九州電力説明資料で補足説明資料を出されてますよね。
0:22:02	この中で、
0:22:03	問いたいのは、まず、
0:22:06	技術的能力出資旧安全委員会の技術能力指針、こちらで、
0:22:11	指針、
0:22:12	書いてありますけど、
0:22:15	そこんところを、
0:22:16	それぞれ
0:22:21	資料見ていただければ、
0:22:39	まず、
0:22:40	指針 1 が、設計と工事のための組織、
0:22:44	これよろしいですね。
0:22:47	そこについて指針はどう書いてあるかっていうと、設計及び工事を適確に遂行するに足りる役割分担が明確化された組織が、
0:22:57	適切に構築されていること。
0:23:00	もう一つ、
0:23:02	指針 4、
0:23:04	設計及び工事に係る品質保証活動。
0:23:08	設計及び工事を適確に遂行するために必要な品質保証活動を行う体制が適切に構築されていると。
0:23:15	1 と 4 で、
0:23:17	基本的に書いてあることは同じなんだけど、明確に違うのは、
0:23:22	指針 4 は必要な、
0:23:25	体制なんですね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:27	で、出身市は遂行するに足りる。
0:23:30	なんですね。
0:23:31	指針 4 の必要なってというのは、
0:23:35	何かちょっと一般的にこれ日本語として、必要最低限、
0:23:41	網下、これこれだけあれば何とかあります。
0:23:44	ことだと思っているので、事業者の、
0:23:49	この品質保証活動のところ、
0:23:51	申請書テングウ
0:23:53	見るとそこにね、原子燃料部門とか、
0:23:57	資材調達も出てくるんですね。
0:23:59	補足説明資料見てもそう書いてありますよね。
0:24:03	必要最小限なんて書いてるわけ。
0:24:05	そしてそれが登場するって書いてある。
0:24:08	指針 1 の、
0:24:11	的確に遂行するに足りるってことは必要な超えて、十分である。
0:24:17	体制を整える役割分担をも持つところはしっかりとこの、
0:24:22	それが明確化されていることって、
0:24:28	いうことは、
0:24:30	設計及び工事を適確に遂行するためには、品質保証活動を行う体制として原子燃料部門が、
0:24:37	マストであるわけですね。
0:24:39	マストであるところがどんな役割分担が明確にしなさいって指針値が書いてある。
0:24:48	これ必要最小だから足りるだから、
0:24:51	それを、
0:24:52	それ以上のことを、
0:24:54	ができる。
0:24:55	役割分担がしっかり。
0:24:58	書いてあることだから異常だから、
0:25:01	必要最小限でもいいかもしれないけど、言葉的には足りるだから本当は上回ってるんですね。
0:25:08	言ってみりゃ、十分な、
0:25:11	必要なってのが指針で、
0:25:13	指針値は十分な方も
0:25:17	その上で、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:19	指針 1 に対応して、1 ポツ組織のところ、
0:25:23	具体的な工事をしないところは登場しません。
0:25:27	ただ、
0:25:28	必要な品質保証体制では出てくる。
0:25:32	遂行するに足りる。
0:25:34	では役割分担としては、明確化する必要がないんだ。
0:25:38	ちょっとよくわからない。
0:25:39	日本語として通じない。
0:25:42	単純にそれだけなんだ。
0:25:44	PC電力の中で、
0:25:47	先ほどの指針については、
0:25:49	先ほどのベッショ、
0:25:57	それと、
0:25:58	で、
0:25:59	2 段落目に書いてあります。
0:26:03	下の段の A5 案件
0:26:09	で、
0:26:22	足りてるかどうかかわからないので説明してくださいって。
0:26:26	だから、そういう観点で、
0:26:28	ちゃんと説明してください。55 年度に関しては、
0:26:33	燃料の、
0:26:35	設計、工事、
0:26:38	運転保守に関わるところで、それぞれがどんな組織が何の役割を、
0:26:43	今指針 1 と 4 だけ言ったけど、
0:26:46	地震後、
0:26:48	行ったところもある。
0:26:50	運転保守。
0:26:53	そういったところでどんな組織が登場してきてどんな役割を、
0:26:57	役割って、要するに、
0:26:58	設計のこのパートはこの部分がやります。
0:27:01	多分明確化されていることが、それが、いや、
0:27:05	役割だと思っんですけど。
0:27:07	そういったことをちゃんと説明してくださいよ。
0:27:11	その上で、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:13	1 ポツの組織図に書いてあれば事足りるようなことなんですっていうことであれば、下の文章はそれで通じてるんだったらそれでいい。
0:27:26	九州電力としてはそれで事足りと思ってるかもしれないけど、
0:27:30	事足りてるかどうかの材料がないので私たちはわからないので説明してください。
0:27:37	それが確認されたら初めて不整合がないっていうことをやっとな確認できますねっていう話をしてる。
0:27:46	これ前回、審査会合で明確に言ったつもりだったんですけど、
0:27:51	ご理解していただけなかったんでしたらもう一度今、改めて
0:28:03	九州電力の田仲です。
0:28:05	衛藤。
0:28:07	そして、
0:28:08	役割。
0:28:15	資料。
0:28:24	が、
0:28:43	そういうふうに
0:28:52	整理、
0:28:58	減少して、
0:29:00	今日、
0:29:02	運転保守のところでも、
0:29:04	希望の説明があつたりとかしてよくわからないなっていうところを前から言ってるので、
0:29:09	まず、
0:29:10	今回の
0:29:11	方法燃料を導入するにあたって、
0:29:15	設計、
0:29:18	運転保守、
0:29:19	どこで何が登場してくるのか。
0:29:22	関係ないところ
0:29:23	ここありません。
0:29:27	それがちゃんとわかった上で、今の申請書の、
0:29:32	前後の、
0:29:33	機構の組織のところ、
0:29:35	変更時、
0:29:37	ごめんなさい、設計、工事、運転保守のところまで、ずっと読んで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:45	役割が 15 人。
0:29:47	足りる、役割がちゃんと書かれているなんてことがわかれば、それで、
0:29:54	そこまで一応説明
0:29:57	その上で我々は、
0:29:58	そのあとの、
0:30:01	終わって、
0:30:02	それがしっかり落ちているかどうかというところを最終的には確認する。
0:30:10	イシイ電力の田仲です。
0:30:11	わかりました設計工事。
0:30:22	それでちょっと
0:30:26	本件に関しては、要は、
0:30:32	もう、
0:31:28	議長。
0:31:29	場合も玄海川内の保安規定に関しては、
0:31:32	前回の審査会合で明確に言ってますけど、
0:31:36	5号燃料における設計、工事、運転保守、これの、
0:31:42	組織の役割だとか、体制だとか、
0:31:45	というところ、或いは技術的能力。
0:31:49	現状玄海で使ってるヨンパチ年度においても同一ですよ。同じですよ。
0:31:54	いまして、
0:31:56	そうですという回答いただいているので、
0:31:58	5号燃料の話と、現状の
0:32:01	保安規定の話は関係ないでしょってことではないと。
0:32:05	防護燃料で確認できれば、
0:32:08	今の案件に書いてあることはそのままそっくりそのまま同じだと思う。
0:32:12	いや、逆に言えば、防護燃料になって、本気で変わらないんだ。
0:32:18	運転制限とかわかる。
0:32:21	体制っていうところでは変わらない。
0:32:24	前回、
0:32:27	審査会合、
0:32:29	なので、
0:32:30	防護燃料のテングウ。
0:32:32	の話を聞けば、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:34	今回の組織改正の保安規定の話を確認できる。
0:32:40	長期したと思う。
0:32:45	何か私の
0:32:47	一応議事録にはそう思って載せてます。
0:33:01	それでもう1点、
0:33:03	話がありましたけど、
0:33:05	なぜ今更そんなこと聞くんですか。
0:33:09	過去の話。
0:33:11	今回の申請について、関係ない。
0:33:14	過去の
0:33:15	申請についてそう説明してたり、今回は駄目なんですかって言われる。
0:33:19	今回、
0:33:20	審査において、駄目だって結論なったときには、
0:33:23	過去の話も駄目になる。
0:33:27	そんなつもりないんでしょ。
0:33:30	今回の申請だけ審査しときゃいいいんでしょ。
0:33:42	過去のことももう1回ほじくりまして、確認しておく。
0:34:05	今回の二つの申請について、
0:34:07	まずしっかり確認します。
0:34:11	全然55年上と本質の方、関係ないけど、
0:34:16	関係ないけど、燃料体の
0:34:18	話に関して、組織体制という観点では、ヨンパチだろうがゴコウだろうが、
0:34:24	変わりませんって言ったんだったらそこへ、
0:34:27	両方見て、整合があれば、その方がいいよなっていう話で、
0:34:31	審査会合で確認。
0:34:35	これ
0:34:36	申請時から、
0:34:41	なかった。
0:34:53	泉久野タナカです。
0:34:54	鈴木さんが言ってることわかりましたので、
0:34:58	まずは先ほど、
0:35:00	傾向。
0:35:14	はい。よろしければ、次の
0:35:17	軌道に

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:22	もう一つ、
0:35:23	は、
0:35:25	ヒアリング
0:35:26	で、
0:35:35	ヒアリング
0:35:36	は、
0:35:57	原則請求するんです。
0:36:00	これはあくまで、5 の議事
0:36:02	のグループに関して、
0:36:04	前回私は審査会合でしっかり、そこを確認していきます。
0:36:09	説明してくださいっていうに対して、
0:36:12	記載が明確、
0:36:14	どこまで細かく書いてあるかどうか。
0:36:16	ルールがありますからって言ったんで、
0:36:19	適合性が確認できるかどうか。
0:36:21	ます。
0:36:22	だから、
0:36:24	適合性が確認できるのであれば、前回の話でも終わりですね。
0:36:29	適合性が確認できなければ、今の記載では駄目だと。
0:36:33	そしたら、それについて、
0:36:35	次回の審査会合で、
0:36:37	どうするかってところを明確
0:36:40	じゃしかない。
0:36:43	今の記載でいけるかどうかってところを説明し切れるかどうか。
0:36:48	説明しければ前回でも終わってる。
0:36:52	そのまま確認できれば、
0:37:08	九州電力の田仲です。
0:37:09	衛藤。
0:37:10	工藤の業務分担制。
0:37:39	はい、規制庁ではそちらの資料はいつ出てくるかは、東京支社、うん。
0:37:44	サイトウ。
0:37:47	では、本件、よろしければ、
0:37:51	1 から 4
0:37:57	細かく一つ説明する必要ないですけども、
0:38:01	前回の審査会合の指摘で、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:04	変更の内容と、それから、条文整理、
0:38:08	そのところで、
0:38:10	指摘してないよ
0:38:12	次回、どのように、資料、
0:38:15	回答するつもりなの。
0:38:17	それから、それに対応して今回どういったところを直し、
0:38:24	簡単に説明していただく。
0:38:28	和泉久野タナカです。ちょっとメンバーの方。
0:38:31	入れ替わりますので、
0:39:46	九州電力の
0:39:51	ね。
0:39:57	まず、
0:39:58	その前にですね、まず鈴木さんが今、概要っていう
0:40:01	もう、
0:40:03	条文整理を進めていくにあたってですね、
0:40:11	に関しての、
0:40:14	感じ
0:40:26	で、
0:40:27	今日はちょっとそういった説明は不要。
0:40:30	研修規制庁数字、細かい説明もしていただいているんですけど、
0:40:34	先にだーっと細かい説明した後、
0:40:37	全体の
0:40:39	何か、
0:40:40	危惧は、
0:40:41	後戻り。
0:40:43	前回の審査会合で、
0:40:46	いろんな聞き方をしてますけど、
0:40:49	大体要約すると、
0:40:54	資料2の変更の内容の、
0:40:57	ところ。
0:40:58	というのは、
0:40:59	高燃焼の燃料を使用する。
0:41:03	ために、
0:41:04	変更してるところと、それ以外で、
0:41:08	変更してるところはありますねってところは確認

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:11	ただ結果的に、
0:41:14	高燃焼度燃料に引っかけて、
0:41:17	変更しているっていうふうに説明できるんですよっていうようなこと言っ てたんですけど、
0:41:23	そういう話になると、適用条文の抽出のフローチャート、
0:41:29	すり抜けが出ない。
0:41:31	ところが、やはり、もう本当にね、高燃焼度燃料ですかっていうところか らは、
0:41:37	すり抜けが出ませんかっていうところ。
0:41:41	が懸念されます。
0:41:44	そういった、資料 2 と資料 3 の、その適用条文の、
0:41:49	抽出のそのフローチャートの関係のところ、
0:41:53	そういったところをどういうふうに使われているか。
0:41:57	いうところからまず説明していただいてそこについて確認をしてから、細 かい話を例えば例示でやっていくとか、
0:42:06	した方がわかりやすいかなって思いますけど。
0:42:18	で、
0:42:26	資料につきましては資料 1、
0:42:28	2、3 が、前回、
0:42:30	高井。
0:42:33	ええ。
0:42:34	修正したものとなっております、基本的には修正箇所は、
0:42:38	前回からの修正箇所は赤字で示して、
0:42:44	よろしいですか。
0:42:48	資料 4 については、これまで、
0:42:50	いただいたコメント、
0:42:51	これについて今の現状を整理したものになります。については後程、
0:42:57	まず資料 1 になりますけれども、資料 1 のスライド 2 ページ目のところ で、これまで審査会合における指摘事項というところでまとめてございま す。
0:43:06	ナンバーワンのコメントについては全第 1 回審査会合でのコメントという ことで来チャラーの回答に向けて、
0:43:14	今準備をしているというところで、ナンバーツー以降が、前回審査会合 でコメントいただいた、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:22	思っております。で、まずナンバーに関してなんですけど、こちら、資料 2 の変更理由の資料について、記載を、
0:43:31	本文の変更だけじゃなくて、添付書類と、
0:43:36	その
0:43:38	拡充することと、いうものだと思ってまして、
0:43:42	ナンバー3 の方で、条文のフローについてちょっと、
0:43:48	主観的なフローになってるというコメントをいただきましたので、
0:43:53	より客観的に、
0:43:55	の方が、
0:43:58	誰もが見てわかりやすく、今までもないんじゃないか。
0:44:02	あと、
0:44:04	あと、ナンバー4 から 5 については条文正常の、
0:44:08	ところについて、幾つかコメントいただきましたのでこれについても次回回答していく。
0:44:16	ように反映して回答したいと考えております。
0:44:20	ナンバー3 のコメントに対する回答なんですけれども、本資料を用いて回答したいと考えておりまして、修正箇所は、スライドの 5 ページ、
0:44:31	以降となります。
0:44:35	スライドの適用条文の前提類型化フローというところで、赤字が修正箇所となって、変更箇所となっておりますが、旧 3 等級 4 のところ、もともと燃料の設計を、
0:44:49	燃料設計を考慮する条文と、
0:44:51	というような記載になっておりましたけれども、
0:44:54	審査会合で教えていただいた。
0:44:55	ものをちょっと対応させていただきまして、燃料集合体の年、Q3 については、燃料集合体の設計を入力条件として評価する条文化と。
0:45:06	いうところで給与については、Q3、
0:45:10	で評価した結果を設計上、アウトプット設計条件としての部分かというところでフローを推定してございます
0:45:17	審査会合の場でQ3、すでに審査会合の際に、
0:45:25	Q3 の
0:45:29	技術の方に行ったところでご説明しておりますけども、第 25 条の 2 項とか第 27 条の 1 項とかどこで、
0:45:35	このフローで拾えるのかという話を、
0:45:38	されておりましたのでちょっと例として挙げておりますけども、20、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:44	ここの反応度制御設備、
0:45:46	27 条の平常時は 13 です。
0:45:50	いろいろものだと考えておりました、あと 19 条の非常用炉心冷却、
0:45:54	今、
0:45:55	企業の方が、木山所法で設計なり、
0:45:59	考えております。
0:46:01	あとQ3 の方のところで※1 頭、ちょっと注釈を追記しているんですけども、Q3 の方で燃料集合体の設計をインプットとして評価を行う条文化というところで、まずそこで、
0:46:13	イエスとなった場合で最小化評価を改めて実施する場合は、新指針や新知見等を取り込んで、
0:46:20	評価を実施するというのを伝えて、
0:46:23	入っております。
0:46:26	あと、次のページスライド 6 ページになりますけれども、申請書文。
0:46:31	の方のフローについてもちょっと修正を加えておりました、ちょっと
0:46:37	卓上なので、赤字にはなっていないんですけども、
0:46:40	もともと旧さんのところで、申請者に変更がないですけども、というところで、
0:46:45	これまで何度か議論させて、ご指摘いただいた、四条の耐震だとか、
0:46:52	ですね。
0:46:54	竜巻の部分だとかはちょっと旧さんで、
0:46:57	設計方針については変更ないですけどもう、ちょっと申請対象させていただきたいというふうなご説明をしていたんですけども、
0:47:05	前回の審査会合のより客観的な、
0:47:08	フローにすべきということでちょっと明確に
0:47:11	今回から申請者に変更ありなしで、申請条文の整理をさせていただきたいと考えており、
0:47:18	その部分は、
0:47:19	修正させていただいております。
0:47:22	ちょっと耐震、第 4 条とかは
0:47:26	許可の設計方針から変わらないものなので、
0:47:28	対象とはしない方向で今後整理していただけたらと考えております。
0:47:34	あとは、
0:47:36	スライド 7 ページになりますけれども、こちら適用条文の選定の結果ということ、前回の審査会合から示しているんですけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:45	今回適用上部のフローの
0:47:48	表現を修正。
0:47:49	しましたが
0:47:51	分類の結果については結果的には変更ないのかなと考えておりました、
0:47:56	選定の表現を変えましたので、それを反映しているもの。
0:48:02	越冬
0:48:04	条文の不動の部分については以上となりますけれども、
0:48:09	続いて資料、
0:48:12	イトウさん、資料3の方の条文整理の、
0:48:16	資料を見ていただきたい。
0:48:17	けれども、
0:48:18	こちら次回審査会合では、
0:48:21	県、
0:48:23	今日の段階の資料では検討中としている部分。
0:48:26	審査会合のときにはちょっとすべて綺麗にした状態を出したいと考えているものになります。
0:48:34	金。
0:48:35	今回といいますか
0:48:37	条文の類型化というものを実施しておりますので、それを、
0:48:43	この資料に反映さ、反映したいと考えておりました、現在の適用条文とか申請条文にマルがついてるものに関しましては、
0:48:51	このマルの下にですね、分類を示すことでどのような考え方でマルバツを抽出しているかということを知りたいと。
0:48:59	考えております。
0:49:01	あと取り払い、
0:49:05	真ん中の文章の適応時申請事由についても、
0:49:08	累計カーサーツと判定に沿った内容に統一的な記載を、
0:49:14	天野中桐統一的中、
0:49:17	西尾感染したいと考えておりました、今回、できる部分は反映させていただきます。
0:49:23	あと、変更内容のところに、
0:49:27	今日の資料で言いますと、最初に出てくるのが、第13条のところになりますけれども、
0:49:33	清掃分とするものについては、その申請内容、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:37	申請書の変更内容がわかるようにということで、
0:49:40	資料、
0:49:42	2 のですね。
0:49:44	変更内容と、
0:49:46	どう、変更内容の項目、その条文に関連するところで、
0:49:50	記載をして、その条文の変更。
0:49:55	申請内容がどのような変更によるものかということを示せるように、
0:49:59	たいと考えております。
0:50:02	はい。
0:50:03	等条文整理残ろうは考え方としては以上になりまして、あと変更理由の資料資料になりますけれども、
0:50:10	こちらについては前回の、
0:50:13	資料からの記載も、
0:50:15	充実化といいますか、
0:50:21	前回のヒアリングで、ちょっともうちょっと記載を細かくした方がいいんじゃないかというコメントを受けておりましたのでちょっと記載を細かくしているのと、
0:50:31	あと本文の変更内容だけではなくて本文添付書類、
0:50:35	の返答だ部分と、あと
0:50:39	清掃。
0:50:41	別でてこないようなところについてもちょっと記載を拡充しまして、どう見せると、
0:50:47	条文性の申請条文の関連がよりわかるような記載になってるか。
0:50:59	実は以上になります。次回の審査会合としては、これらの資料、
0:51:04	を用いて、
0:51:06	条文整理について、
0:51:09	どのような、
0:51:11	条文が今後審査の対象になっていくかというのをご説明できたらと考えております。
0:51:16	別の話については以上です。
0:51:21	成長するという、まずはそのところから話をし、
0:51:25	けれども、
0:51:26	申請条文の話は何かすごいシンプル
0:51:30	さされた。
0:51:31	等、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:33	今後の話なので、
0:51:34	置いておきまして一言だけ言ってきますと、
0:51:39	聖書の記載が、
0:51:42	適応条文、
0:51:44	うん。
0:51:44	の、
0:51:46	適合性の判断。
0:51:49	足りるだけの記載になって、
0:51:53	になっている状態であれば、
0:51:57	その状態の申請書の変更があるかないかだけで申請するかしないか。
0:52:04	判断されるのは、
0:52:08	ただ、その前提である。
0:52:10	適合性を確認するに足りるだけの設計方針、或いは資料等が、
0:52:18	足りるだけか。
0:52:22	いうことを、
0:52:24	続いていきますか。
0:52:27	古閑。
0:52:28	なっちゃうと、
0:52:30	いうことで、
0:52:35	うん。
0:52:37	だと思いましたけど、
0:52:39	キャル窃盗。
0:52:41	これ、入ってない。
0:52:42	核的安定性の話。
0:52:49	こう、
0:52:49	適合性説明できるんですか。
0:52:54	書いてない。
0:52:56	あっちゃうろせト変わるけど、
0:52:59	本文書いてないから申請上はありません。
0:53:02	と。
0:53:05	ちょっとそう、そういう。
0:53:06	ところがないかどうかという視点も含めて、
0:53:09	今後、
0:53:11	適合性の説明をするとき、
0:53:17	方が、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:21	とりあえずは、
0:53:23	一旦は余剰分、
0:53:26	まではかっちりやって、
0:53:29	余力があれば、申請条文と、
0:53:32	防錆説明
0:53:34	のところで引っ張り出してくる本部。
0:53:38	で、
0:53:39	ちゃんとそれが足りるだけの情報があって掛ける。
0:53:45	位置情報の話も、
0:53:51	伊勢常務。
0:53:59	現時点ではどうだ。
0:54:04	九州電力タケツグ、そうですね申請条文に対しては現段階の、
0:54:11	他に、
0:54:12	対して変更がありますし、今現在、
0:54:14	これでありませけども、
0:54:16	次、書いて、議会というのは次回審査会合。
0:54:20	ネット。
0:54:23	余力があれば、
0:54:25	今まで、
0:54:26	申請条文と併せて適合性施設。
0:54:31	準適合性ですね。
0:54:38	本記載、こうですって書いてあって、基準は当然変えて、
0:54:42	基準の規定が書いてあって、
0:54:46	こうだから、越しているんですって説明になって、
0:54:49	けど、
0:54:50	本記載のところ、
0:54:53	が、
0:54:53	要は、
0:54:55	書いてない。
0:54:56	でも適合支援のところでは、当初、
0:55:03	ただその辺までひとまとめに申請情報の話も含めて、
0:55:08	議論した方がいいのかな。
0:55:10	力があればそこまで、何かこうそろえて、
0:55:13	或いは何か例示でもいいですよ。
0:55:16	ページで、この南條でとりあえず申請書はこんな感じ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:24	5000
0:55:28	名。
0:55:32	議論
0:55:39	九州電力中園でございます。
0:55:42	おっしゃられたことは、内容としては理解し、
0:55:49	条文、
0:55:50	プラスアルファで、適合性を、
0:55:54	どこまでを、
0:55:56	整理ができれば一番ベストかなっていう。
0:55:59	理解はしてる。
0:56:02	まず、
0:56:04	適用条文、つまり
0:56:05	休憩所、つまり
0:56:08	これ、
0:56:09	一旦区切るわけではなくて、
0:56:11	その先の、
0:56:13	設計方針の方まで含めて、
0:56:16	説明をした方が一番、
0:56:19	はい。
0:56:20	本文に入れ替えてある、設計方針。
0:56:24	に基づいた、
0:56:26	基準適合性の説明
0:56:28	そこまでやらないと。
0:56:31	はい。これ、
0:56:32	記載がないから。
0:56:34	記載変更がないだけなんじゃないのみたいな。
0:56:37	話。
0:56:38	なっているとまた後戻り。
0:56:46	shallオフセット私はどうやって説明する
0:56:49	これが、この3ヶ月間だから、
0:56:54	最初に、2月18日、
0:56:57	10万人。
0:57:00	非安定性のところは、
0:57:02	水平方向炉心水平方向の核的安定性は反応度フィードバックで大丈夫です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:08	反応度フィードバックを決定する。
0:57:11	係数は四つありますって書いてあったけど、実は二つでいいんです。
0:57:15	聞きましたよね。
0:57:16	で、そこでかっきりちゃったんですけど、
0:57:18	前回の資料で少しそこ、
0:57:21	らっしゃる布施。
0:57:23	行ってなんてどう。
0:57:26	ここ、書いてない。
0:57:30	そうすると、
0:57:31	関安定所のところって、
0:57:33	テーマになっちゃう。
0:57:36	じゃあ、基準適合言えない。
0:57:41	これアキシタルオフセットんところに関しては、
0:57:44	その本も書いてないんで、アクセルオフセットだけ変わったとしても、これ申請書自体変わらない。
0:57:50	申請情報じゃありませんと、整備されちゃうと、今回の黒田と同じ
0:57:55	あれ、それでいいんだ。
0:57:59	でもテンパチわかっていると。
0:58:05	なので、そういう、
0:58:07	いや、シンプルなフローの方がいい、決まってるんですけど、シンプルな
0:58:12	する前提としては、
0:58:14	申請書本文が、
0:58:16	基準適合を説明できるだけ足りる。
0:58:20	記載になっていることが前提だ。
0:58:23	そこが元になってるかどうかも含めて、今の
0:58:27	今提案されたフローチャート、
0:58:31	確認、
0:58:38	そういった確認については当然あるべきだとは思う。
0:58:46	本社の、
0:58:48	イメージとしては今条文整理をしますけれども、条文整理、
0:58:53	高燃焼度燃料の導入による影響というところでどういう状況を見るべきかというのを、
0:58:58	確認した後に、その個別に、この条文については、こういう申請書の変更があるんでっていう事細かく見ていくのかなという。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:09	まして、今言った申請書の記載が十分かどうかというところについては、この申請書今回どういう変更してきました。変更箇所、
0:59:18	検査箇所の確認と、まともに見て、
0:59:22	言った方がいいのかなと考えていますので、
0:59:26	まず、全体の条文整理がありましたです末に、例えば 15 条画面なので、
0:59:31	15 条をヤマザキスギタ時に、
0:59:36	ような
0:59:38	ハッタなのかなと思っております。
0:59:42	宇井さんが言われたのはその、
0:59:44	一応条文の後に、申請条文の方に、
0:59:47	当日の記載が満足してるかどうかというのが、
0:59:50	だから、
0:59:52	ここは
0:59:55	カラーですかね。
0:59:57	条文整理の全体を見た。
1:00:00	後の話なのか、前の話なのかっていう
1:00:04	はい。
1:00:08	業者もある程度固めた後はもう、
1:00:11	ちょっと申請書の変更内容細かい上限で、
1:00:16	そのような法則してますよとかいうところを言っていて、
1:00:22	ような、
1:00:24	イメージです。
1:00:26	はい。
1:00:27	考えてるんですけども、いかがでしょうか。はい。
1:00:31	今言ったのを、
1:00:32	私今理解したところと、
1:00:35	変更内容は店舗まで含めて全部変更したところは、
1:00:40	全部出します。
1:00:42	誰がします。それが、
1:00:44	適用条文としてどこに落ちてくるかっていうところを示します。
1:00:49	こうだったのでそれだったら、
1:00:57	吊り上げてますけどアキシャルオフセットって原発しか書いてなくて、原発変えましたよね。
1:01:02	そこも書いてますっていう説明を、今回、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:06	変更の
1:01:08	内容として資料 2 の方に
1:01:10	落とし込んできてるんであれば、
1:01:13	じゃそれって 10 何乗だよ、話ができる。
1:01:16	思っ。
1:01:18	そういうやり方をしますっていうんだっ。
1:01:23	九州電力の方で、shall セットの話については
1:01:27	そのやり方自体は今回は変えてないんですけど、高燃焼度燃料を変えたので出力、
1:01:33	変動に関するものについては、何か影響が、
1:01:38	適用条文に入ってくると。
1:01:41	はい。
1:01:42	と思いますので、その適用条文を確認する上ではその確認は、今後、
1:01:47	する。
1:01:49	べきものになってくるかと思。
1:01:52	なのでアクチャルフォースセット自体はこの変更理由の中にも出てこないんですけども、それに関連する、
1:02:01	燃料の価格設計の変更とか、そういった部分で、
1:02:05	これ、
1:02:06	言った部分の確認をすることでそのマーケットの部分も、
1:02:10	見ていくことになるかと。
1:02:13	そこで、実際学校ちゃんとされてるかてるかっていうのは見れるのかなと。
1:02:20	だから適用条文に関しては、
1:02:23	水平方向の核的安定性だろうが、事故後、比較的安定してた方が、
1:02:29	どっちかが引っかけたければ適用情報として絶対出てくるはずですよ。で、
1:02:34	それが変わるんだっ。
1:02:38	ただ、そういうやり方を、
1:02:42	してこうと思ったら最終的には、
1:02:45	基準適合として、地方の核的安定性の話をどうする
1:02:51	結局戻。
1:02:54	申請条文のところは記載が変わるか変わらないかって話を関係なくなっ。
1:03:03	どうい。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:04	プロセスで拾っていくかっていう、
1:03:07	審査する範囲か。
1:03:10	やり方決まってるわけじゃないので、
1:03:12	私が言いたいのは、すり抜けたりしないように、
1:03:18	してください。そのためにどういうふうを考えて、
1:03:24	適用条文の後、申請条文を
1:03:27	やっぱり出せる。
1:03:33	マフィス電力です。
1:03:37	申請書がちゃんと適合性の
1:03:41	何できるような記載になってるかっていうのを確認しないと、申請条文のフローについてはこれが正しいかどうか分からないというところは、
1:03:49	アノは入りいたしましたので、
1:03:52	適用条文を今回クドウで、適用条文をフローを定めて適用条文について整理しましたっていう段階で、
1:04:03	今回の変更内容、
1:04:07	今回の法名称燃料についての変更内容と
1:04:11	変更している箇所と、また、記載が十分であるかどうかっていうところを確認してきた後、1 それ、それができて一番最後にこの選定のフローが固まって、
1:04:26	最後に、申請書の内容が本当にこれでいいかっていうのが固まっ。
1:04:31	で、そこで許可が出るようなそんな流れになる。
1:04:35	はい。
1:04:36	そういうやり方すると、選定フローって、結果論。
1:04:40	ありました。
1:04:41	全然、選定フローじゃない。
1:04:44	いや別に、
1:04:45	私選定フローつくれとも言ってないし、
1:04:48	選定フローを固めるとも言ってなくて、
1:04:51	ような、
1:04:53	となる適応条文もしっかり
1:04:55	もれなく出されて、かつ申請条文がもれなくできれば、
1:05:00	それだけなんですけど、
1:05:03	固めるプロセスとして、どういうふうに固めていくかっていう
1:05:07	観点で、
1:05:09	どうやっていったっていうところが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:11	今考えて、
1:05:15	結果的にフローチャートができ上がればいいんですよ。
1:05:18	ハタすると、それほどちゃう。
1:05:21	なんだろう。
1:05:23	もう結果が出てるんだったらもうそれで終わり。
1:05:32	もうちょっと細かく言っちゃうと、
1:05:36	資料2の変更内容が浅部も含めて、いやこれ一つのやり方でいいとしているだけなんですけど、こうやれって言ってるわけじゃない
1:05:44	やり方として、
1:05:46	資料2が、
1:05:48	本文も店舗も全部含めて、
1:05:51	変わったところ全部リスト。
1:05:54	で、
1:05:55	これについて、
1:05:56	申請してます。
1:05:57	申請情報。
1:06:00	原発。
1:06:02	しか書いてなくて本文になります。わかる。
1:06:05	ありません。ただ最後は適合性。
1:06:08	本部
1:06:11	の、
1:06:13	だからその、その結果、それを全部見る上で、
1:06:16	特別、
1:06:19	音声情報。
1:06:21	中に全部落ち込んできた
1:06:29	それで申請情報完成ですよ。
1:06:33	で、適用条文、
1:06:35	ちょっとね、多分増井
1:06:37	少なく、
1:06:40	これ、足りないんじゃないのこれ足りない。
1:06:43	つけ足していけば適用情報まで、
1:06:47	そういう泥臭いありますね。
1:06:49	条文整理したっていう。
1:06:53	ねんスマートじゃない。
1:06:59	そう。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:00	ちょっと、今言ったやり方するとこの資料2を、もう漏れなくしっかり出す。
1:07:06	一方でそうじゃなくて何かこう、
1:07:09	資料、
1:07:10	うちのフローチャートみたいに、スマートなやり方で、
1:07:14	こういうふう
1:07:16	抽象化してやれば、必ず抜け落ちることなく、いろいろするはずだと思います。
1:07:21	完璧な何か、
1:07:24	フローチャートがあって、
1:07:26	それに基づいてやって、
1:07:27	どうぞ。
1:07:31	申請書と突き合わせたら、
1:07:35	色塗りして、
1:07:36	全部計算で、
1:07:37	切りみたいな。
1:07:39	やり方もあるかも。
1:07:50	九州電力中園でございます。
1:07:53	ご指摘の内容につきましてご理解、理解します。
1:07:57	要は、申請条文のフロー、申請条文だけでなく、
1:08:02	フローについては、シンプルなのが一番いいだろう。
1:08:05	いう理解です。
1:08:06	で、今の適用処分のフロア、概ね置いといて、
1:08:11	申請条文の部分につきましては、前提としては、あくまでも本文の記載事項が書き足りてるかというのが前提であれば、
1:08:21	今のフローでいけるだろうという認識を持ちました。
1:08:25	もし、今の申請書本文の記載がですね、かき立てない場合は、このフローでは抜けが出るだろうというのが今のご指摘だと認識しております。
1:08:36	なのでそこを踏まえた上で、申請上のフローは、作っ作るのであれば作った方がいいという、
1:08:42	はい。
1:08:48	はい。
1:08:50	申請条文の早い話を読んでしまいましたけど、
1:08:53	私が意図してるところは、
1:08:56	適用条文のフローチャ

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:59	クドウ。
1:09:00	樋口の 5 ページ。
1:09:05	※1 がや。
1:09:08	やっぱここがよくわからない。
1:09:10	ね。
1:09:14	燃料にかかってくる。
1:09:18	それから、新知見だったら、
1:09:22	取り込みます宣言主催すればここに必ず、
1:09:27	わかんないのは、
1:09:29	一番シンプルな
1:09:31	うん。
1:09:33	言えない。
1:09:39	いや、
1:09:42	最初のね。
1:09:43	どっかのヒートアップで、
1:09:46	金属水反応で水素でできま、出てくる量が変わりますんで、
1:09:52	水素処理の、
1:09:54	格納容器の
1:09:57	水素濃度は変化の解析。
1:09:59	変えるからその時に、
1:10:01	はい。
1:10:02	小さいんだと思うんですけど、
1:10:05	思うんですけど、そんなん関係ないじゃん。
1:10:08	なんで 0.5 社だね。
1:10:15	そ、こちらにイシイ連絡にウエハラれてる。
1:10:17	こちらにつきまして言えば、
1:10:20	今、鈴木さんもおっしゃられたと思うんですけども、資料 2 の方の、
1:10:25	ページ目の、
1:10:26	3 ポツで書いて、
1:10:28	ありますよ。
1:10:31	基本設計にて最小発火を実施する場合は、
1:10:36	取り込んだ評価を、
1:11:05	電話。
1:11:19	結局だから、
1:11:21	宣言するかしないかと。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:23	聞こえて、
1:11:25	それだけの益が、
1:11:30	いや、燃料に関わってくる。
1:11:34	もでって言われてもね。
1:11:37	例えば括弧書きで書いてある3次元核設計手法の採用をしますっていうのは確かに準関わってきて最近の
1:11:46	トレンドではこういうのがあるので、入れるのは入れない。
1:11:53	見る人が見れば、
1:11:55	気づかない。
1:12:01	何かそれと地域ってちょっと違うんです。うん。
1:12:06	はい。
1:12:08	それもあるんだし、あと、
1:12:10	やっぱり、
1:12:11	机上資料等、風洞実験の話も、
1:12:15	九州電力の中のルールで、それをやることになってますっていうだけなので、
1:12:21	他の事業者、
1:12:23	行ったらこの※1 ところで引っかかってきませんっていう
1:12:29	何か宣言だけにすぎないが、
1:12:32	宣言すれば何でも、
1:12:34	新年度のときに入れるからこのフローチャートできるんですって。
1:12:41	うん。
1:12:42	そうすると、事業者にもよるかもしれないです。
1:12:44	の担当者の、
1:12:47	知識力及び、
1:12:49	なぜ、
1:12:50	何か、
1:12:52	すごい。
1:12:53	こじつけたんだ。
1:12:56	なぜこれで拾えるんだらう。
1:12:58	すごい素朴な疑問。
1:13:01	で、一方でね。
1:13:05	資料2の方が、申請者の記載の変更とか何とかじゃなくて、
1:13:12	今回やろうとしてることですみたいな切り口で、
1:13:16	こういうことを変えようと思ってます、ズラズラズラ一覧を載せて。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:20	その中でこれは申請書のこの落ちてきますみたいな、
1:13:25	書いてあるとしたら、これがスタートになって、
1:13:28	適用条文、
1:13:30	申請条文が整備されていくってこと。
1:13:32	あれば、それはそれで一つのやり方かなと。
1:13:37	なんで、今の、何かやろうとしてることは、何かどっちも中途半端的な感じがして、どっかでつじつま合わせないと。
1:13:47	洩れが出ちゃうな。
1:13:50	ヒガシてて、その米印1が多分そ、そこつじつま合わせ、
1:13:55	いろいろ議論してあれこれ抜けてんじゃねえつたら※1に入れればいいじゃんみたいな。
1:14:00	話、こういう、
1:14:05	こういう話。
1:14:07	が、
1:14:08	懸念されるので、審査会合のときも、
1:14:11	すり抜けにならないですか。
1:14:22	どうしてもこの
1:14:23	フローチャート米は行っていきたいと。
1:14:42	九州電力。
1:14:44	前ご説明した御説明とご確認というか、
1:14:48	このフローチャート等の考え方になりますけど、この適用条文、申請条文、
1:14:53	変更理由という資料が、
1:14:55	あります。横野藤。
1:14:58	考え方としては適用条文のフローに関しては、この変更理由の資料とはちょっとひもづかずにですね。
1:15:08	一般的に、燃料集合体。
1:15:12	に影響があるか否かという観点で、
1:15:15	適用については、
1:15:17	フロ一流していく。
1:15:20	で、燃料集合体に、
1:15:23	関係する条文、旧市川カンケイスイ条文かと。
1:15:26	急にも燃料集合体関係として、
1:15:29	ちょっと設備取り扱いのオープンした計算が、
1:15:34	がですね、イオンがその評価を使ってるかっていうところで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:38	整理をしますし、それで適用となったものに関して、
1:15:42	新しく評価等を行う場合は、
1:15:47	この変更資料の変更理由の、
1:15:50	資料。
1:15:53	書いてあれば、評価の手法とか、
1:15:56	そういったものを必要に応じて反映して、
1:15:59	そこで
1:16:02	変更したものに対して申請ジョブとするというような、
1:16:07	そういった整理をしております。
1:16:09	ので、
1:16:13	先ほど言われた燃料集合体に関連して、指針の評価方法を変えますか っていうところは、
1:16:19	その燃料集合体のに関連する評価であれば適用条文を表示することが できます。
1:16:26	それによってそうした変更については、当然申請になってくると、いうよ うなところで、
1:16:31	考えております。
1:16:36	以上で、例えばですよ。
1:16:38	※1 でいちいち抜けてましたって言った時に、アノ自身こだわって申し訳 ないですけどわかりやすいんですっていうけど、
1:16:45	知事抜けてました。
1:16:46	行ったときに、
1:16:49	Cvの絵と解析のところは出てくるけど、
1:16:53	Cv側の方のその水素処理の、
1:16:56	設備側の方って、関谷常務じゃなくなっちゃいますよね。
1:17:00	あの地域に向けて、
1:17:11	九州電力の吉田です。
1:17:15	Gと、その変更内容が、
1:17:19	受け続けないというところ。
1:17:20	は、もちろん、別の話としてあるとは思いますが、
1:17:26	燃料集合体に、
1:17:28	の設計を、
1:17:33	料集合体の設計を入力条件として評価を行う条文としまして、13 条であ ったり、37 条である。
1:17:40	サイトウで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:41	挙げられるんですけども、その結果を、
1:17:45	先ほど、
1:17:46	おっしゃられましたCVの話とかは、
1:17:49	その結果を設計条件としている条文として見ますので、
1:17:53	そこで適用条文として拾われるものと考えております。
1:18:02	私が言ったのは、
1:18:04	32 条の 3。
1:18:06	は、
1:18:21	13、
1:18:22	資料 3。
1:18:30	こうでドカンと、
1:18:40	ガス濃度、
1:18:43	設けなさい。
1:18:47	これ、
1:18:49	ナイターなのかな。
1:18:51	けど、
1:18:52	見たでしょ。
1:18:54	間違いない。
1:19:16	九州電力の相原です。
1:19:17	申し訳ありません、もう一度、32 条、
1:19:20	3028 項、
1:19:21	第 8 項、
1:19:25	当資料 3 の、そして 23 ページ。
1:19:51	はい。
1:19:55	解析の方は、
1:20:06	検討中というふうに記載はしているんですけども、
1:20:10	13 条の評価の結果を、
1:20:12	もって、
1:20:18	アリマ
1:20:21	アノ解析は 13 条。
1:20:27	13 条 2 号、
1:20:29	の、
1:20:31	うん。
1:20:33	カタカナの
1:20:35	広場。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:37	エコ高は、
1:20:40	7 ページ、資料 3。
1:20:45	ここは、圧力と温度をしっかりと書いてないですけど、
1:20:49	旧安全委員会の評価指針の方で、
1:20:53	水素に関して
1:20:55	これ出てくるので、要するに格納容器が、
1:20:58	どっかに原点である。
1:21:01	厳然というか、
1:21:04	漏えい率がちゃんと保てる
1:21:09	それに関連して燃料があつたら、
1:21:14	ドッカーン時の最初の短期ヒートアップ。
1:21:17	金属水反応で水素が出てくるので、
1:21:21	そこんところをこれ関係するけど、これって全然いかないと関係なくて、
1:21:26	最初の持つてるボリュームで、
1:21:28	可燃限界Dでいうか年間行かないかどうかだけ、
1:21:32	関係なく、設備関係なくて、ボリュームだけなんですわね。
1:21:36	で、
1:21:37	それに対して、そのあとの水の放射線分解で、
1:21:41	水素が発生してきて、
1:21:44	それによって水素が蓄積していったら、DBの可燃限界にいらないかどうかっていうところで、全然ボリュームがあるから行かないんですよっていうところであればいいんですけど、
1:21:53	何か別ほつたらかしにしておくと、
1:21:55	あの日の金が入っちゃうので、
1:21:59	ちゃんと、
1:22:00	工事になるから、
1:22:02	水素濃度だけ上がっていけば、それでもう終わりなんだ。
1:22:06	その時に
1:22:08	イグナイターで燃焼して、水素濃度、
1:22:11	押さえ込まない。
1:22:13	能動的に減少して押せ動かないと。
1:22:16	我が社の志賀でやるんだけど、
1:22:20	今のね、燃料買えますって言ったところは書記のねヒートアップの金属技術班のところが変わるから、それ変えますって話なんだけど、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:28	後ろの方の水の放射線分解で、ロングタームのところは全然関係ないので、
1:22:34	32条の括弧関係ないですって話になっちゃうんですね。
1:22:41	だけど、今回G値変えますって言ったら、まさにこの話、
1:22:49	だから、自治会ますって言った時に32条の8項に関わる話ですって言わなきゃいけない。
1:23:06	イグナイターの商品。
1:23:11	なので、いちいち変えますって宣言しない限り、
1:23:14	全然関係なく地域がありますって宣言して、
1:23:18	3028個って出てこない。結局、
1:23:23	そういう関係にあるから、何か今アプローチあったと、やっぱりコメントでお手上げない限りは、
1:23:30	向上しないものはやっぱりある。
1:23:34	燃料と本当に関係あるのであれば、最近の燃料、これ、
1:23:38	入る、入らないみたいな話があるかもしれないけど、
1:23:42	そうじゃないと、今言ったように設備、わかる人がいないとわかりませんとか、
1:23:47	G値のそういった議論をし、できる人はわかりませんって話。
1:23:50	新井田さんだけでやってると。
1:23:52	税抜き。
1:23:54	それって、
1:23:56	燃料に関わる話なんだ。
1:23:58	多分かわからないからそうっちゃう。
1:24:01	というのが、
1:24:03	今回の話の中には多分入ってるはずで、
1:24:08	そ、そういうのを抜け落ちすることなく、
1:24:12	ちゃんと話できますかねっていう観点からすると、
1:24:16	まずフローチャートしっかり議論
1:24:19	は、
1:24:20	米印んか。
1:24:25	米印を確かなものにするためにどういう手段しますかって言ったときに、
1:24:29	私は資料2なのかなと思ったけど資料には関係ないですって話になっちゃうと、
1:24:35	米印誰が、これ。
1:24:37	決めるの。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:41	ということで、
1:24:48	綺麗にワンスルーで決まらなくて、私いいと思ってて、
1:24:51	いろんなやり方でいろんな側面でチェックの仕方がある。
1:24:56	最終的に抜け落ちすることなく適用情報拾いました。その中で申請情報を決める。
1:25:04	います。
1:25:09	あんまり美しさも
1:25:18	事前練習電力、
1:25:19	から案件のオーダーと申しますけどよろしいです。
1:25:25	成長スズキです。どうぞ。
1:25:28	紙完成が数の評価につきましては、一応燃料、崩壊熱が変わったら影響があるものになって、なので今回方法、導入によって再評価、
1:25:39	専門なったんでそれに合わせて、
1:25:42	今回事実も最新のものに、
1:25:45	変更して評価していくというものになりますので、G値が変わったからそれだけの理由で評価を再評価しているわけです。
1:25:54	ありません。あと先ほどイグナイタの話もあったんですけど、
1:25:57	32条で、
1:26:00	関西ガスの発生について、
1:26:02	イグナイターとDB設備で30日間評価。
1:26:06	で、
1:26:08	シールっていうのを確認しておりますので、
1:26:12	ぐらいとは関係ない。
1:26:16	大丈夫です。そうすると3028行って、
1:26:20	そもそもPWRでは登場しないもの。
1:26:29	32条は、
1:26:32	講話、アノ1オダから感じています。
1:26:35	Aの評価をもって、そのまま落ちているというのを確認しているという位置付けになるかと思います。ペーパー。
1:26:43	規制庁スズキ
1:26:44	アノ先ほど聞いた話では、13条のほうの解析の方で、
1:26:50	そもそもイグナイタなくても、
1:26:53	ロングタームのところで、大丈夫です。
1:26:56	話をされていたので、
1:26:58	イグナイタの入力はないと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:04	ヘリポートでその通り。
1:27:06	ちょっと、そうすると、
1:27:09	そもそも先ほどの、
1:27:11	資料 1 の 5 ページの Q3 のところで、
1:27:15	イグナイタの入力ないんで、38、28 行って、そもそも関係ないですっていう話になる。
1:27:23	そう、いちいちの話なんかも、そもそもすっ飛ばんじゃ
1:27:27	どこで引っかかってくるんでしたっけさっきの崩壊熱のところ、
1:27:32	お話をされ、
1:27:33	崩壊熱で、
1:27:34	セットでG値変えるみたいな話になる。
1:27:39	単純に崩壊熱ってこれモデル書いてるだけで、
1:27:43	それとも燃焼度の話で変えるって話をしてされてる。
1:27:47	うん。
1:27:50	九州電力の境と申します。
1:27:54	よろしいでしょうか。
1:27:59	今、鈴木さんを、
1:28:02	作られた通り、
1:28:05	30、
1:28:06	二条第 8 項は、PWRでは、
1:28:10	イグナイターとかを考慮してなくて、DBでは
1:28:14	格納容器のボリュームとかそういうところで、そういった、
1:28:18	可燃限界までいきませんというところで、
1:28:21	切ってますが、
1:28:23	一応 3028 行としてはその燃料、
1:28:26	交換することで可燃性ガスの濃度の、
1:28:30	これ、この
1:28:32	32 条の 8 項を、
1:28:35	の対応をしないといけないかどうかということの確認は、
1:28:38	審議するということで、適用条文にはなるというふうに考えて、
1:28:43	だから、きちっと数字でそうすると、今の話は、資料 1 の 5 ページの Q4 の、
1:28:51	話になる。
1:28:54	そうです。
1:28:55	そうすつここに米印ない。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:04	だから 399 さんの方で、入ってる入ってない。
1:29:09	ていうところが、やっぱり前提でないと、94 でそこが 32 条 8 項、
1:29:15	何か結びつかない。
1:29:25	施設。
1:29:26	使えなかったって、
1:29:29	94 で 32 条 8 項が出てきて、
1:29:32	変えなく自治変えなくても、
1:29:36	イグナイター等なくても、32 条 8 項を満たせるってことを確認します。
1:29:41	14 でやっても変わらない。
1:29:47	はいその通り使わない。
1:29:48	そうするとその地域の話ってのは、
1:29:51	なぜ、どこで出てくる話になる。
1:29:53	よくわかんない。
1:29:55	何解析取り込んだからってということです。
1:29:58	そう。そうです。その通りだから解析で取り込むべしという話は※1 にかかっている。
1:30:06	そうです。燃料の変更に伴い、詳細評価をする解析の中で、新しい知見を取り入れたという、
1:30:14	うん。取り入れたって、主観的に取り入れただけなので、
1:30:19	それは誰か。
1:30:20	ここのコミュニティを、
1:30:22	決めるんですかね。
1:30:24	客観的なフローチャートになってなくて、
1:30:27	誰かが※1 を決めますっていうだけになる。
1:30:33	全国の実績。
1:30:36	おっしゃられる通りだと思いますが今回、
1:30:41	九州電力として、5 号燃料に変えるという、
1:30:46	申請を行う中で、
1:30:49	それに特化したフローチャートになってると思うんですけども、
1:30:56	すべての申請にこれが適用できるかっていうとそう、それではないそうではないと思いますそれはこの前の最後のところで、時も、
1:31:03	杉山委員等も言われてましたけれども、
1:31:09	思うんですけども、
1:31:10	今回は、あれの心、
1:31:13	特化したフローチャートになってるのかなと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:17	規制庁杉です特化したフローチャートでもいいんですけど、
1:31:21	結局※1 の話を、
1:31:23	どこかにまとめていただかないとあれは、
1:31:26	規制庁としては、
1:31:28	それがある。
1:31:30	それを申請してるってことよくわからなくて、適用条文になるっていうこと とも、
1:31:35	わからないかもしれない。
1:31:36	ですよ。
1:31:37	我々がそれを認識するために、或いは共通にし、お互いの共通認識を 得るために、
1:31:43	フローチャートを使おうといったときにやっぱこのフローチャート以外に ※1 であるなんかリストがやっぱないと。
1:31:50	設定しないんじゃないかなってというのが私の。
1:31:53	で、それが資料 2 なのかなと思う。
1:31:57	わかりました。そういう意味で言われると、ちょっと資料 2 の見方、ちよっ とし、見せ方が我々他ののかもしれないけれども、※1 の内容を整理し たのが、資料になってると思ってます。
1:32:11	います。資料 2 の整理の仕方としては、
1:32:15	条文ごとっていいですか、本文 10 号とに関連するものとか、本文 15 に 関連するものとかそういう単位で請求を
1:32:25	させてもらってますので、
1:32:27	そういう感じで見ていただけると。
1:32:29	何か、
1:32:31	どこの、
1:32:32	本文にかかって変わってきてる見ていただけるかなと。
1:32:37	規制庁そうですねやっぱりやっぱ資料 2 を完成させるのも重要だと。
1:32:43	だという結論になったと思うので、
1:32:45	資料 2 の方も、しっかり確認を。
1:32:50	していきたいのと、今日、今日、赤字で直してるところなんかは、もう少し 議論を進めた方がいいのかなって言った。
1:32:57	できました。
1:33:00	どこ。
1:33:01	規制庁側に来られている。
1:33:03	九州電力の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:07	九州電力の風間です。
1:33:09	ご意見の方、いただきまして、
1:33:12	理解としては、
1:33:14	当社の方も、この条文フローと、
1:33:18	あと資料、
1:33:20	ここも重要であるというのは認識
1:33:23	で、衛藤。
1:33:24	流れとしましては、
1:33:28	フロー、条文の整理のフローにつきましてはこのフロー、燃料に関係があるかないか。
1:33:34	というフローになっておりまして、
1:33:36	一方で、資料2につきましては今回の変更内容を自体を整理しているものになっております。
1:33:43	最終的にはですね、条文整理表資料3の方ですね、両方の突き合わせをする形になっておりますので、漏れがないかという確認は、最終的な資料3で、条文整理表の方で、
1:33:55	確認ができるかなというふうに考えております。以上です。
1:34:02	はい。
1:34:03	これで、
1:34:04	やり方の流れ、
1:34:06	それぞれの資料の役割は、
1:34:08	決まったので、
1:34:12	具体と。
1:34:14	ここまで。
1:34:15	成長が大丈夫。
1:34:18	具体的に、
1:34:20	※次※1の資料に、
1:34:23	ちょっと入っていれば、
1:34:25	湯
1:34:26	聞いてよろしいですかね。
1:34:32	はい。お願いします。
1:34:34	はい。
1:34:34	規制庁都築です。
1:34:38	ちょっとまず、
1:34:40	資料に、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:34:41	まさに 2 ページのところ、
1:34:44	一番頭ですね、赤でいろいろいっぱい書いていただいているところあるんですけど、
1:34:53	いろいろ、
1:34:54	これを見て、
1:34:56	考え直さなきゃいけないなって、個人的に今思っていて、
1:35:03	言語の中で、
1:35:07	この 2 ページの最高燃焼度。
1:35:11	ウラン量の変更。
1:35:14	はい。
1:35:16	不在の変更。
1:35:20	他には。
1:35:25	燃料の仕様を変える。
1:35:28	を、
1:35:30	先ほど、直接、13 の※1 で言ってるような入力ですかって言われると、
1:35:37	違う
1:35:40	で、一方で、
1:36:05	うん。
1:36:08	多分西井井関の変更って、それから三つ目に書いてある
1:36:15	最初、DNBR。
1:36:19	から、
1:36:22	新出力、
1:36:24	制限とか、
1:36:28	ところっていうのは、燃料を変えることによって、
1:36:32	原子炉のパフォーマンスを、
1:36:35	安全性を、
1:36:37	担保するため、
1:36:38	メールな決めなきゃいけない。
1:36:41	これって多分解析とモリタまで。
1:36:45	どっちの取り方も、
1:36:48	けど、いろいろ解析やってみて、
1:36:51	決める。
1:36:52	それも条件にして最終的な
1:36:55	安全開始。
1:36:58	限界となる。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:37:00	ちゃんと。
1:37:03	何回も。
1:37:06	だと思う。
1:37:07	けど、
1:37:08	そういうのは、この旧さんの方の最終的な安全解析。
1:37:13	なるかっていう観点は、
1:37:15	コミュニティの解消。
1:37:17	ね。
1:37:18	なのでちょっと何か、
1:37:21	定論を違うものが、
1:37:23	同列に並んでるよ。
1:37:26	その辺を少し整理して、
1:37:29	実は燃焼度っていうのは、当然決めなきゃいけない。
1:37:40	実際のところに、
1:37:43	減ってきているんでしょう。
1:37:45	的には落ちている。
1:37:46	元のね。
1:37:47	費用です。
1:37:48	或いは補
1:37:50	北海道ですね。
1:37:54	Pの蓄積、
1:37:58	求めた。
1:38:00	ていうのと、それ以外、
1:38:03	分かれるのかな。
1:38:06	そうすると、
1:38:07	この元ネタって、
1:38:09	入力条件として、
1:38:12	出てくる。
1:38:14	よね
1:38:27	九州電力中園でございます。
1:38:29	多分、今おっしゃってるのは、単純に、
1:38:32	スペックの変更、メールの積の変更。
1:38:35	いうやつと、
1:38:36	そのスペックを変更したことによって、例えば解析した値が変わるとかで すね、安全解析所が変わるとかそういうものに、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:38:47	切り分けるといふか、分けて記載をするというイメージ。
1:38:52	成長するでしょ。そうです。そうすると、
1:38:55	多分、
1:38:57	さっきのフローチャートの※1の直接的なところはもう直接的な項目として挙げておいて、今言ったスペックみたいなところは、
1:39:05	何か引き出しにして、この
1:39:08	入力に決定づける。
1:39:11	ですよみたいな感じで取り込むのかな。
1:39:18	九州電力中園でございます。
1:39:20	嘘。そうしますと、燃料の、基本的に使用仕様値ですね設計仕様値につき、設計書値なんですね。
1:39:29	スペックにつきましては、
1:39:31	特に
1:39:32	解析の
1:39:35	前提条件じゃないですけど、上流側の大本にあるものであって、それを使って解析をやって、その結果、
1:39:42	例えばDNBRとかはこっからここに変更しますと、そういう流れになるかと思う。
1:39:48	そういう理解です。
1:39:50	ちょっとそういうふうにとると、
1:39:54	最高燃焼度って情報整理。
1:39:59	一番右側の変更内容のところ、
1:40:02	ちょうど
1:40:03	こうって、どこなんですかって言われてちょっと直接的にないような気がするんで、
1:40:08	そういう今言ったような話でまとめると、
1:40:12	変更内容っていうのは本当にその、
1:40:14	※1 だったら、入力する項目は、必ずこう多分変更だよ。
1:40:19	情報整備変更だと上がってくるはずなんで、
1:40:22	抜けがないかと。
1:40:30	九州電力中園でございます。
1:40:32	今の資料2の構成自体がですね、
1:40:39	高燃焼度燃料ニシナに伴い変更する項目とかですね、再評価に合わせて変更する項目というのとはとにかく変わる項目を、一緒くたにといふか、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:40:47	一気に変えてしまってるってところもありまして、あと本日の事実確認を含めまして、
1:40:55	この資料 2 の位置付けですね。
1:40:58	が、
1:41:00	資料 1 の 5 ページのフロー図の※1 と、
1:41:04	より明確に
1:41:07	綺麗に結びつくように、今おっしゃられたように、
1:41:10	単純なスペックの変更なのか。
1:41:13	それとも、それを使って、解析して、解析の仕様値が変わったのかって いう項目に分けて、
1:41:21	この資料 2 を整理するというイメージを持っております。
1:41:24	以上でよろしいでしょうか。
1:41:27	チョウスウです。
1:41:30	資料、
1:41:32	まず、
1:41:35	二つ話があって、
1:41:37	今の子、
1:41:38	フローチャートの※1 に応じた、
1:41:41	今日は多分作らないといけない。
1:41:43	と思う。
1:41:44	で、それは最終的に資料 3 の変更ないところに落ちて、
1:41:48	全部落ちてくるはずだと思っているので、
1:41:51	それはそれでまとめて、
1:41:53	当然、
1:41:54	指導、
1:41:55	一方で、もともと資料に行って、
1:41:58	最初に、今回の申請で何を変えようと。
1:42:02	そこを明確にしてくださいって話を、
1:42:06	したところでは。
1:42:07	ですので、
1:42:09	両方読めるように、
1:42:11	なれば別にそれでも、
1:42:14	何か片方の目的を達成するために、片っぽが何か中途半端に失敗する ぐらいだったわけ。
1:42:21	そこはちょっとお任せしますけれども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:42:25	こちらの審査チームのリクエストをまず入口として、
1:42:29	今回の申請なり帰ったつもりですよっていうところは、
1:42:32	残しておきたいので、
1:42:34	ちょっと使い方によって分けた方がいいよ、いいようであれば、分けて、
1:42:40	分けなくてもよければそういう
1:42:43	すみません、九州電力の吉田でございます。先ほどちょっと中園の説明に補足をさせていただきたいと思います。
1:42:49	こちら資料2の構成なんですけども、先ほどから出ております燃料集合体高燃焼度燃料の集合体のスペック、
1:42:58	に関するものにつきましては、表1の方で整理をさせていただいて、
1:43:03	先ほどからのフローで、
1:43:06	説明させていただいてます※1、
1:43:08	ところですね、再評価をするにあたって紳士指針や新知見を
1:43:13	取り込んだ評価を実施しておりますがその取り込んだ内容につきましては今日協議の方で、
1:43:19	説明をさせていただいておりますので、
1:43:23	ちょっとそこは1個補足をさせていただきたいな。
1:43:26	なので先ほどから出ております移送修正割合、G値の変更とかにつきましては、
1:43:31	6ページ。
1:43:32	の表2-1の3分の2の、
1:43:35	ところで、
1:43:37	そこについては、
1:43:41	記載を分けた方。
1:43:47	ですね、私が言ったような表1-1の中の話で、
1:43:51	わかりやすく言うと2ページの真ん中辺り、2000、
1:43:57	営業設備の反応度し営業能力の変更で、
1:44:01	変更内容として高燃焼度の使用に伴い営業部クラスが低下する。
1:44:06	だから、
1:44:07	制御棒クラスタの反応度制御能力を変更する、要するにこれは、
1:44:11	炉停止能力の評価のところの評価結果というか、どのぐらいのその炉停止能力。
1:44:18	フィルター競売でがあるか。
1:44:21	してると思う。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:44:22	けど、
1:44:26	この話っていうのはもともと、
1:44:30	燃料材の種類の変更って、濃縮度ですね、4.8%のと、
1:44:37	もう1だけ余剰反応度あげるから、
1:44:40	結局炉停止能力を変え、株が入ってきますよ。
1:44:43	で、それが十分な停止能力になっているのかどうか不安ロットマージンがあるのかどうか、最終的に確認
1:44:49	を。
1:44:50	この二つを二つ同じ
1:44:53	ところに並んでると。
1:44:55	香取と田野の関係で、
1:44:57	だから、
1:44:58	違和感があって、逆にじゃ、
1:45:01	濃縮度そのものが、南條。
1:45:03	の適用条文になりますかって聞かれると多分わかんないんですよね。
1:45:08	だから、
1:45:09	まず、
1:45:10	濃縮度って、
1:45:13	この中のどれかを決める因子になってますよって整理しちゃえば、
1:45:18	適用条文の引っ張り出してきてるところの変更内容のところは、固定費の方で、
1:45:26	書けばそれで済んで、
1:45:30	非常にわかりやすくなるんじゃないか。
1:45:32	いう話をした。
1:45:35	で、
1:45:37	今日の
1:45:41	2の方、
1:45:43	1、
1:45:46	方なんかは、
1:45:47	違う話ですよっていうところは、
1:45:50	むしろこっち側の方が、
1:45:51	いや、読ませてもらってあげませんかみたいな話。
1:45:55	そこは、
1:45:56	もうちょっと整理して書かないと、最終的に、
1:46:01	資料3の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:46:03	条文のところの変更内容の欄。
1:46:06	置き込んでくる。
1:46:09	引込んでこないものが出てきちゃう。
1:46:16	表 1 のところ、整備した方がいい。
1:46:18	金戸。
1:46:19	話。
1:46:22	よろしい。
1:46:31	九州電力の風間でございます。墓石は理解します。
1:46:36	あと、もう 1 点、今、ちょっと話が、
1:46:41	ちょっと前に戻って、
1:46:43	この資料 2 の、
1:46:45	その目的本来の目的としては、
1:46:49	もともとの話の発端としては、どんな変更してるんですかというところがあって、
1:46:54	それも、それを説明する目的の資料になっていることっていうのがまず 1 点と。
1:46:59	もう 1 点としては、先ほど、私の方からも言いましたように、資料 1 の※ 1、
1:47:05	ここも言えれば両方見えれば、同じ資料一つでよい。
1:47:10	もし見え、見えない人が見えにくいということがあれば、資料を分けるっていうのもありますよというのが、ご指摘かなと思っており、
1:47:19	以上です。
1:47:22	ちょっと、変更の内容について、
1:47:27	の鳥居。
1:47:29	説明してもらうために作る最初作りましていうところをもう、もうちょっと補足しておく。
1:47:34	審査会合でも言っていましたけど申請書の、
1:47:37	漢数字 4 の変更の理由。
1:47:41	これに対して、
1:47:43	漢数字 3、変更の内容を、
1:47:46	今回申請書として記載してきましたって書いてあるので、
1:47:50	変更の理由と変更の内容でこれ必ず、
1:47:55	はい。
1:47:57	はい。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:47:58	僕がもれなく、どんな内容が変更されてるかっていうのを、説明をお願いします。
1:48:03	ということで、ほぼ 5955。
1:48:06	で、
1:48:07	説明を始めてもらう。
1:48:09	ね、なんでここ、これはちゃんとわかるように、はい。
1:48:15	前回の資料にはこれにかなり近い感じで書いた。
1:48:21	けどちょっとほん本ところだっこをささだったんで、
1:48:24	ちょっと話を、ヒアリングの中で、
1:48:27	出た人が多い。
1:48:32	それをまず、
1:48:33	しっかり説明し切るための資料。
1:48:36	としてはまず欲しい。
1:48:38	その上で、さっきのフローチャートの※1
1:48:41	もうそれで読めるんだったらそれで、
1:48:44	その方がよければ、
1:48:46	いうところ。
1:48:50	理解していただいたと思う。
1:48:55	全体的なまとめ方とか、整理の仕方っていうところはこれで大体、
1:49:02	話が進んだと思う。
1:49:05	規制庁側から何か、大丈夫。
1:49:09	ので、じゃあ、
1:49:11	より具体的なところを、
1:49:14	今日の時点で、
1:49:15	承認していきたい。喜多行った方がいいところがありましたら、
1:49:20	続けて、
1:49:21	はい。
1:49:25	加来条文ごとみたいな話。
1:49:33	九州電力の武です。
1:49:37	今回上手に生の方、
1:49:41	できるものについては修正をしてきましたので、修正箇所について、
1:49:47	ちょっと順に説明させていただいて、
1:49:50	この作成方針で何か何か問題があればちょっとコメント。
1:49:55	ないです。
1:49:56	なければちょっとこのまま走っていきたいと思いますので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:50:01	3、
1:50:01	示させていただけたら。
1:50:05	ちょっと、全部一通り説明し、
1:50:08	さらに、
1:50:10	でも、何か、
1:50:11	ここは、
1:50:13	直しましたって1個ずつやって、
1:50:17	何に乗せて攻めてる順番にご説明させていただいて引っかかるところがあれば集めていただけたらと思う。
1:50:24	うん。
1:50:25	わかりました。はい、じゃあ、
1:50:29	はい。
1:50:31	変更箇所審査会合からの変更箇所は赤字で示しておりまして、
1:50:37	今も前回から変更。
1:50:39	最近申し上げますが、適用条文、
1:50:42	適用の判定のマルバツの下に、その判定のフローによって分類したものを、
1:50:47	されてましてあと適用と申請事由について修正。
1:50:50	一番右の変更内容のところに、
1:50:52	いろんな項目についてお聞きしている。
1:50:56	修正内容です。
1:50:57	で、まず第1ページの第3条になりますけど、ここはちょっとすみません、中身については検討中となっております、
1:51:04	第3条は地盤の話ですので、一方、
1:51:09	3条の1項に関しては設計基準対象施設について要求されている。
1:51:14	1点次地盤なので燃料は関係ないんですけども設置しない設定全般の話。
1:51:21	一応燃料集合体も、
1:51:23	それに当たるので、適用されるとして、AとAで分類してます。
1:51:30	ものになります。
1:51:32	あと、具体の文書については、
1:51:36	第4条になる。次のページの四条になります。第4条についても、
1:51:42	1項については設計基準対象施設に分類されるのでA分類Aとしてまして、ゴコウについては、被覆材に、
1:51:50	に対する要求ということでこれも英文で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:51:53	なぜこちらについては審査会合の際に
1:51:57	支出材のとじ込み機能ではなく、
1:52:01	電極形状の維持の話もあるんじゃないかというコメントをいただいております。ちょっとそこについては、
1:52:07	バックに、
1:52:08	もらっております。今後また、
1:52:14	ちょっと
1:52:19	及び申請理由の中の、
1:52:23	よう理由。
1:52:25	のところは、
1:52:27	これはもう、今の、
1:52:30	できてる。
1:52:32	これハッチングして検討中。
1:52:36	越冬
1:52:40	後も、
1:52:51	そうですね。
1:52:55	的には決まってるかと思う。
1:52:57	でも前回のこの今回申請フローを見直しております。
1:53:02	なのでそれに伴って適用理由についても、
1:53:05	何か記載の統一等を考えておりました、それについてはまだ、
1:53:10	確認しきれていないのでちょっとこれで確定かと言われると、今検討中扱いにしたいと考えておりますが、
1:53:18	に書いてある内容でも、の方法は変わらないかなとは思う。
1:53:30	適用かどうかはもう明確になって、
1:53:34	なのでこれは、
1:53:36	で、適用する分類も決まってるのでグレーは
1:53:42	適用の理由だけはまだ検討中です。
1:53:46	もうなんか消せないの、
1:53:49	適用の理由が明確なので、0になりました分で受けてますのは、
1:53:57	そこは、
1:53:59	まだであれば適用だ。
1:54:05	今日の時点で、
1:54:08	そうだねっていう感じのところ。
1:54:10	今までの流れのところうんそうだねって感じのところ、もうウダ 8 ハツタ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:54:19	九州電力中園でございます。
1:54:21	今おっしゃられた通りですね、適用を判断してるのであれば、理由は明白でしょってということで、おっしゃるのは、
1:54:29	非常に理解しております。
1:54:32	ただ、今回ですね、この適用及び申請理由について、
1:54:38	グレーハッチングしてる理由としましてはですね、
1:54:40	概ねこの理由で、先ほどタケツグの方でご説明あったようにです。
1:54:44	お前この理由で行ける。
1:54:46	いけるというか説明できるというふうに認識をしております、ただ細かい文言とかですね、あと全体の統一性、
1:54:55	サイクルの統一性とかを考えてまして、その辺がまだ定まってないというところもありまして、文書としてはちょっと
1:55:02	検討中というふうにさせていただいておる次第です。以上です。
1:55:07	じゃあ、
1:55:10	よう理由。
1:55:11	グレーハッチングしてないところだけ見えます。
1:55:14	グレーハッチングしてる適用理由のところは、次回確認するという
1:55:21	はい、けし連絡でしょ。
1:55:24	検討っていうと少ない部分についてご説明させていただけたらと。
1:55:28	思います。
1:55:29	ただ
1:55:30	としては4ページの第7条から、
1:55:36	第7条に関しては適用インパクトしてる状況になりましてそれについては燃料に関係する条文ではないと、
1:55:45	磯田先生の1の新保氏になりますのでそちらについては燃料集合体当間関係の方で対象外としており、
1:55:54	続きまして、次の5ページ目の第10条になります誤操作の防止なり、
1:56:00	についても燃料集合体なので操作等はないんですけども、条文の計画策定以降が設計基準対象設備で、2項安全施設ということで、燃料集合体がそれに該当しますんで、適用としては対象になりますけれども、
1:56:14	変更とは何か選定対象
1:56:20	以上についても、案件は、
1:56:23	結構なので、
1:56:30	うちでちょっと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:56:32	往査防止の授業、
1:56:34	けど、
1:56:48	費用になります。
1:56:54	そもそも、
1:56:57	燃料集合体について、新規センター、
1:57:02	ここで、
1:57:04	出ない。
1:57:09	来てる。
1:57:13	衛藤先生の場合は、九州電力、
1:57:16	最後に、
1:57:18	ここは、
1:57:19	なので燃料集合体に関しては、
1:57:27	いや、
1:57:29	誤操作防止の話、これ。
1:57:31	金曜日。
1:59:11	でしょ。
1:59:12	1年。
1:59:13	旧安全委員会何実績した指針の8。
1:59:28	うん。
1:59:28	しない。
1:59:30	というのが変更がなく、
1:59:34	じゃあ、
1:59:35	これまで、
1:59:37	許可を終えていた。
1:59:39	うん。
1:59:44	多分何かな。
1:59:46	ない。
1:59:55	今のは、今の、
1:59:59	松森。
2:00:05	債であれば、北濱とすると。
2:00:08	この設備が燃料集合体に関係するこのちょっと有効かなというんで、
2:00:13	最初のであればそもそも、
2:00:19	ではないかという
2:00:27	困って、
2:00:53	成長する、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:00:56	旧安全委員会の指針の話、解釈の話は、
2:01:00	今の規則の解釈をそのままスライドしてって、
2:01:05	解釈もこれ、要求事項。
2:01:08	等、
2:01:09	高度差を防止するための措置を講じたもの。
2:01:12	Bの方はさっき言った人間工学上乘って、
2:01:15	違う話で、
2:01:17	うん。
2:01:28	対象となるものが限定されているようなが、
2:01:33	けど、
2:01:35	実際できない。
2:01:43	ここに、
2:01:44	限定せずに、燃料集合体も入ってる。
2:02:04	ほぼ、
2:02:11	まあまあ、
2:02:20	かなって、
2:02:28	成長したの。
2:02:31	だから、
2:02:32	使用理由 0 で申請。
2:02:38	等、
2:02:44	誤操作防止の方針は変わらないので、今言った、
2:02:49	どんな措置が燃料集合体に施されてますかっていう。
2:02:54	なんか言われても、
2:02:55	ない。そう。
2:03:04	九州電力別ですと、今の機械、
2:03:08	ちょっとそういった
2:03:09	懸念があるというのは、
2:03:13	まず
2:03:15	関今関清原金塚の方から言うと、機械的にこのフローで判定すれば適用は、
2:03:22	素直に読めてきわまるになるのかなと考えておりまして、申請は、
2:03:28	それは操作がないんです。
2:03:31	夏目なんですとか明らかだと思いますが
2:03:34	ちょっと今の記載ではなく、
2:03:37	まず、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:03:41	集合体については規則に書いてあるような誤操作を防止するための措置を
2:03:46	講じ、こうしたものとは無関係なので、
2:03:50	世界障害者、
2:03:51	こういった、
2:03:52	はい。
2:03:54	すれば良いのかなという。
2:03:56	そうなんですけど、
2:03:59	今回申請対象外にしたわけです。もともと申請対象外だった。
2:04:04	宇和つまり適用、
2:04:06	上部じゃなかった。
2:04:12	とりあえず申請バスの方で、もともと申請対象じゃなかったんですっていう。
2:04:21	理由でバス、
2:04:22	だから今回も当然申請しません。
2:04:25	そういう
2:04:27	ことでまとめるっていうのであれば、フローチャートにしたがってね、そうまとめるっていうんだったらそう書かざるをえない
2:04:36	ちょっと考えてください。
2:04:46	います。
2:04:49	続いて 13 条の方になると、ちょっとお待ちください。
2:05:00	はい。九州電力の吉田です。13 条について、
2:05:03	いただきます。13 条につきましては運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止としまして、燃料集合体の積を入力条件として評価を行う条文でございますので、
2:05:15	適用対象としております。
2:05:17	4 号炉につきましては、高燃焼度燃料の使用により、解析及び評価が、本文記載の内容が変更となりますので、
2:05:26	申請対象としております。なお、再評価を実施することから新指針、新知見等を取り込んで評価を実施すると。
2:05:34	しております。
2:05:35	A3 号炉につきましては、
2:05:37	ちょっとこれが、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:05:38	1 コウノいいから 22 コウノいいから、2 のところにつきましては、運転時の異常な過渡変化や設計基準事故に対する解析及び評価、3 号炉分については変更がございませんので申請対象外としております。
2:05:53	方法につきましてはこちらの事故時の、
2:05:56	被ばく評価を行うものでございまして、再評価を実施するにあたり、4 号炉の気象資料を更新しております。気象資料は、発電所で共通としているため 3 号炉の机上資料も更新し、
2:06:08	関連する評価を実施し、
2:06:10	しましたので、本文の記載内容が変更となりまして、34 号ともこちらにつきましては、申請させていただいております。
2:06:19	以上です。
2:06:20	以上となります。
2:06:42	電力タケツグです。主担当の方はヨシカワ、
2:06:57	イトウ、
2:07:07	希望は、
2:07:09	そうですね。
2:07:21	地方の、
2:07:23	もう、
2:07:27	そのさっきのフローチャートの※1 で、
2:07:30	崩壊熱モデル変えます。
2:07:41	様態の設計を、
2:07:44	うん。
2:07:45	たところではない。
2:07:49	ものが入って、
2:07:50	ね。
2:07:51	なんか、
2:07:52	ここが、
2:07:54	工夫しないと。
2:07:55	※1、
2:07:57	の話っていうのは何か。
2:08:00	集合体の設計、
2:08:05	条件として、
2:08:07	評価、
2:08:11	は、
2:08:30	資料も、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:08:34	基礎資料についても※11、
2:08:36	じゃあ何で2号の方は違う。
2:08:47	2の方の方についてちょっと記載が、そうですね
2:08:53	方と
2:08:55	統一がとれてないところがございますので、そちらちょっと見直しを検討したいと思いますが基本的には適用0の理由としましては、
2:09:03	燃料集合体の設計を入力上、
2:09:06	県として評価を行う条文であるか否かというところで、
2:09:09	判断を、
2:09:11	でございます。
2:09:13	はい。
2:09:15	藤。
2:09:17	違う書き方をしているとわかんない。
2:09:20	ここは、
2:09:22	同じ書き方にしてもらおうと。
2:09:27	多分、
2:09:31	のところで、
2:09:33	何ぼわみたいな話ない。
2:09:38	何か関係するんだっけな。
2:09:45	またも、もう一度椎名適応の理由のところ、何号炉わみたいな話ないと。
2:09:51	けど、
2:09:56	3号は燃料集合体、
2:09:59	の変更は、
2:10:01	しないので、
2:10:04	今回の
2:10:05	1号の、
2:10:07	量は、
2:10:11	ああ。
2:10:14	変わらないっていう。
2:10:16	申請理由のところ
2:10:19	だけど、
2:10:20	日本の方になった適用理由のところ、3号とか4号、
2:10:31	ただ、違う。
2:10:33	すいません。この北方につきましてはちょっと

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:10:37	オガワの辺、適用 0 理由、申請もある理由もちょっと記載を直ささせていただきます。
2:10:44	なんか、
2:10:48	適用理由ってみんなおんなじ。
2:10:53	基本的には、そうですねフローに従いますと、燃料集合体の設計を入力条件として評価を行っている条文。
2:11:02	でございますので、同じ
2:11:05	はい。
2:11:06	ゴコウは、
2:11:08	合わせてください。
2:11:11	九州電力吉田です。了解いたしました。はい。いや、
2:11:18	伊勢電力解決です。
2:11:20	すいません一つ戻っていただきまして 12 条のほうになりまして、こちらちょっと今検討中としてるところなんですけども、以前、
2:11:30	ここに、この 2 項に関して、以前といいますと審査会合の際にこの 2 項に関しては、
2:11:36	コメントいただきまして、
2:11:38	飲料水包帯が、
2:11:44	安全上重要な施設になりますのでそれについての記載がないと。
2:11:48	止めていただいたかと思えます。
2:11:50	それについてちょっと高裁という
2:11:52	ご説明になるんですけれども、
2:11:55	燃料集合体。
2:11:58	安全施設で需要度が高いのも、
2:12:01	ここはその通りだと。
2:12:05	この日本に関しての会社の、
2:12:07	方の方は、
2:12:10	以上の
2:12:11	対策の参考の方。
2:12:16	安全機能を有する系統の系統のうち安全機能の重要度が特に高い安全機能。
2:12:24	そう。
2:12:24	ところで、
2:12:26	機能を有する系統っていうところが、一覧として示されているかと。
2:12:31	この条文、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:12:33	例えばその安全機能を有する系統については多重性だったり、
2:12:43	多様性だったりを、
2:12:45	うん。
2:12:47	燃料集合体に関しては安全機能を有する。
2:12:51	比木ではあるものの系統については、
2:12:55	正当ではないと考えております。
2:12:58	で、この条文については燃料集合体については、
2:13:04	清掃ではないので、適用対象外と考えておりましてその旨をちょっと
2:13:10	条文整理記載しようか。
2:13:12	考え。
2:14:03	はい。
2:14:04	はい。
2:14:07	はい。
2:14:09	よう条文ですか。
2:14:12	安全機能重要度が特に高い。
2:14:17	安全を有するものではないため、適用対象外です。
2:14:27	サカイ。
2:14:29	なので、この基準の、
2:14:32	主語に当てはまらないです。
2:14:35	それは、
2:14:37	私の方で休んで、PS湾でしょ。
2:14:42	いいスワンだったら、こういう場合、
2:14:44	やさしい。
2:14:49	非常に
2:14:51	会社、
2:14:52	会社、
2:14:54	3、
2:14:57	単に機能が特に高い。
2:15:01	重度型。
2:15:05	上記の指針。
2:15:16	解釈の3の、
2:15:23	燃料集合体がないので、
2:15:27	単純に、
2:15:29	そもそも、
2:15:30	適用対象のものじゃないんですよ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:15:34	ちょっとだけで、
2:15:35	系統とか何とか、
2:15:40	機能と、
2:15:55	サカイ坊時点では、
2:15:58	安全機能の重要度が高い安全機能を有する系統。
2:16:04	に対する要求であり、
2:16:05	その影響については 13 条の
2:16:09	ため、
2:16:12	しております。それに対し、
2:16:25	死亡退院。
2:16:26	に関しては安全、安全施設があるので、それに
2:16:33	対応してあん燃料集合体がどういう機能を持ったものかという観点で資料を、
2:16:39	説明すべきといったコメントかと、理解。
2:17:02	今日の
2:17:06	行の
2:17:12	9 号、
2:17:19	重要安全市、
2:17:21	関連施設のうち、安全の事業とか、特に高い安全、
2:17:27	まず燃料集合体。
2:17:29	これ該当するっていう話を、
2:17:32	PSワンダ
2:17:36	では、
2:17:37	確認中ですよって言われ、
2:17:40	それに該当するってことであれば重要安全施設なんで、
2:17:45	12 条の
2:17:47	2 項は重要安全施設。
2:17:49	指しているので、
2:17:52	この
2:17:53	主語だけで判断する、さっきからDBはとか、
2:17:57	話と同じでしょうだって話したら、0。
2:18:00	ね。だけど、
2:18:03	ここで言っている。
2:18:06	安全機能要する系統のうち安全機能の重要度が特に高い安全機能を有する者。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:18:13	はっていうふうに解釈の3のところを書いてあって、それについては、
2:18:18	以下の機能に限定しますと。
2:18:23	だから、12条の2項の安全重要施設のうち、
2:18:28	尋常2項っていうのは実は全部じゃなくて、重要安全施設の一部だけ適用します。
2:18:37	でここで、
2:18:39	解釈3-1号で見ると、
2:18:42	私のPS版でしょって言うてるのは、燃料の形状維持。
2:18:47	制御棒の挿入性だとか、
2:18:52	冷却、
2:18:55	話。
2:18:57	ところなんだけど、
2:18:59	それに該当する。
2:19:03	昨日ってここに上がってないんじゃないかなと思う。
2:19:07	どう。
2:19:15	連絡だけツールでしょう。
2:19:21	はい。
2:19:22	ちょっと説明が足りなかった。
2:19:25	だと思いますがPS案についてはこの機能については載ってないと認識しております。
2:19:30	ただ燃料集合体の、制御棒案内シンプルという、
2:19:36	当社の許可の安全重要度分類では、
2:19:40	この原子炉の緊急停止機能の
2:19:44	関連系というところ。
2:19:47	整理をしておりますて、
2:19:49	そういった意味では、この表の中の機能を有するものになると、整理を、
2:19:58	なると、考え、
2:20:03	見られるんですけども、ただ燃料集合については、安全重要度分類上の系統という、
2:20:10	上手く行き来の
2:20:12	団体の方に該当するのかなと考えておまして、
2:20:15	この解釈の安全機能を有する系統のうちの系統に該当しないんじゃないかというところ対象外と整理したいという、
2:20:23	ことをここで書いております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:20:25	以上です。
2:20:33	テンパチのところは認識してなかったんですけど、
2:20:37	MS湾の原子炉の緊急停止機能の直接関連系案内シンブルがある。
2:20:44	はい、その通りです。
2:21:09	機器として案内し、
2:21:13	うん。
2:21:23	はきっとある。
2:21:31	イトウだろうが、だろうが、
2:21:35	機能に対して、
2:21:37	参事、
2:22:07	営業ご案内シンボルに対して、
2:22:13	非常にこう、
2:22:14	適用していない。
2:22:37	一応何か基準はちゃんと、
2:22:40	系統構成する機器または器具の機能構造造作原理を考慮してって書いてある。
2:22:47	だから、
2:22:49	ちゃんと
2:22:50	こうですね。
2:23:06	5、
2:23:08	発生します。
2:23:12	以降の条文については安全機能を有する系統のうちというところが、
2:23:16	最初にやってその中の、
2:23:19	やっぱりまたは機器の管理、
2:23:25	そういうところがまず最初にあって、それに対して、
2:23:37	第1、解釈の第3項の方に安全機能を有する系統のうち、
2:23:42	ついては、
2:23:43	いかに、
2:23:44	もう有するものとする。
2:23:54	今の、
2:23:57	只野清等というところで、燃料集合体単体、犬飼についてはそもそも多様性と。
2:24:03	人生と交流するものではないための桑田磯貝だろうということで、
2:24:07	考えてはいたんですけど。
2:24:08	こちらの解釈についてはまた、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:24:17	はい、FAROの説明も含めて、
2:24:19	改めて考えたいと思います。
2:24:23	はい。
2:24:25	多分、
2:24:29	読むと、
2:24:31	安全機能を有する系統を構成する
2:24:36	また、の、
2:24:38	機械または機器の単位、
2:24:40	故障が発生した場合であっ
2:24:43	て、
2:24:45	外部人が利用できない場合においても機能できるかどうかはまず
2:24:50	求められて、
2:24:52	そもそも単一故障発生する。
2:24:56	労力必要ですか。
2:25:00	多分、どっちもない
2:25:02	説明なんですよね。
2:25:03	なのでそもそも、
2:25:05	多重性多様性とカード。
2:25:11	なのかな。
2:25:12	けど、
2:25:14	だから、切り口が、
2:25:16	今、この赤字で書いてある
2:25:19	違う。
2:25:22	ちょっと案内シンプルはね、そもそも、
2:25:25	制御棒の挿入性っていう、
2:25:30	観点で形状維持してますっていう話るところ、
2:25:34	っていうのは、通常運転時の子、挿入されていくところ。
2:25:38	抜いたり入れたり、
2:25:41	話を
2:25:43	かなと思うんです。
2:25:47	BS湾の方はちょっとまた別の、
2:25:52	イエスマンとMSまで多分理由は違う。
2:25:57	その辺はしっかり書いて、
2:25:59	お金はない。
2:26:03	入ったわけ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:26:05	結論としては燃料集合体多くは、該当はしないということはそうだと思うんですけど説明の仕方についてはそのPSIIについては、
2:26:14	松本
2:26:16	の中にも、江村さんについてはちょっとまた、多様性とかを考慮すべき。
2:26:24	モリはないですよというような方向で説明することになるのかなと。
2:26:38	の条文に移りたいと思いますが、
2:26:40	4章になります。
2:26:47	衛藤院長。
2:26:49	8ページの14条にありますけど、こちらについては全交流電源喪失たい。
2:26:53	サクセスになります。こちらについては燃料集合体。
2:26:59	が関係する条文ではないということで適用対象外としております。
2:27:07	次の図、
2:27:09	七条の原子炉圧力容器版だけ。
2:27:22	1ページ12ページの、
2:27:24	第17条原子炉冷却材圧力バウンダリにつきまして、
2:27:29	第17条第1項の第1号、
2:27:32	通常運転時の原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器に関わる下にある予定であり、
2:27:40	高燃焼燃料の使用に伴う影響については、第13条側の評価、
2:27:45	法定確認における評価の結果を設計条件としている条文でございますので、
2:27:50	フロー中の括弧D、
2:27:52	引っかかりまして、
2:27:54	読まれたアリマ
2:27:56	で、こちら4号側の申請×理由につきましては、
2:28:00	本欲求に、
2:28:02	設計方針っていうのが第13条の希望secにおける評価の結果、
2:28:08	設置方針変更不要であるということが確認できましたので、認定対象外。
2:28:12	4号申請は、
2:28:15	3号炉につきましては、
2:28:18	3号が変更になってますので、第13条への適合性確認における評価の条件に変更がなく、
2:28:27	希望しません。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:28:28	目標で、そうですね、対象外。
2:28:32	第 1 項第 2 号につきましては、
2:28:35	こちら燃料集合体に係る要求ではないので、
2:28:38	燃料集合体の、その他フローに引っかからないので、結局、
2:28:43	第 1 項第 3 号につきましては、
2:28:46	原子炉冷却材バウンダリを構成する機器の瞬間的な破壊に係る要求です ので、
2:28:53	こちら、高燃焼度燃料の使用に伴う影響については、第 13 条の、
2:28:58	こちらも第 1 号と同じですけれども、評価の結果を設計条件としている 条文であるので必要最小、
2:29:05	しております。
2:29:06	4 号炉につきましては、
2:29:08	こちらの、
2:29:09	来週第 13 条への希望セクにおける評価の結果により、
2:29:13	経営方針は変更不要であると確認できましたので申請対象外。
2:29:19	3 号炉についても同様に、
2:29:21	第 13 条への適合性確認における評価の条件に変更がないので、
2:29:26	設計方針は報告予定。
2:29:28	これ申請対象外としております。
2:29:31	第 1 項の 4 号につきましては、
2:29:34	こちら燃料集合体に係る要求ではないことと、それが評価の、
2:29:40	集合体の設計が入力条件となる評価の結果が、条文の設計条件と、
2:29:45	ならないので、今日対象が、
2:29:48	7 乗以上。
2:30:20	はい。
2:30:21	九州電力タケツグです。
2:30:23	18 条と、
2:30:26	その次のページの、
2:30:28	についてはその上に関係ないものとして、
2:30:31	両罰とか、
2:30:34	26、
2:30:37	18 ページの 26 条のところ、
2:30:44	第 26 条の原子炉制御室等に関する条文ですけれども、
2:30:49	こちらまだ形態、
2:30:51	項 2 項につきましてはその土地でございますが、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:30:54	第3項の第1号、
2:30:56	きましてこちら有毒ガスに対する要求で、
2:30:59	燃料集合体にかかる予定ではないので適用対象外。
2:31:03	で、
2:31:04	第3項の日報につきましては、
2:31:07	こちら、
2:31:08	フローでいきますと、13の燃料集合体の設計を入力条件としているもの ですので、
2:31:14	使用しております。
2:31:17	燃料集合体の設計を入力条件として、
2:31:20	N値付けに係る評価を、
2:31:24	34号で申請バスの理由としましては、
2:31:28	高燃焼度燃料の使用に伴い変更となる被ばく評価をした結果、
2:31:33	現設備設計において要求事項を満足しております、
2:31:36	そのために設計方針としては変更不要である。
2:31:39	行きましたので申請対象外。
2:31:43	26条については、
2:31:45	以上です。
2:33:08	この最後の被ばく評価のところ で
2:33:13	評価をした結果ってなってます。
2:33:16	今回計算はされてそれが示される。
2:33:25	今回こちら計算しております、
2:33:27	設置許可申請書、
2:33:30	許可の申請としましては、
2:33:32	判断基準であり、Mini-Cベースを下回るように設計するというふうに、
2:33:39	いたしております。
2:33:42	こちらを満足していることを確認したため、
2:33:46	今回の申請としましては、
2:33:53	説明資料の方で、資料中長。
2:33:58	これって
2:33:59	許可と工認のどちらでその申請書上、
2:34:03	その
2:34:04	示されるのかっていう観点もあると思う。
2:34:08	そう。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:34:10	許可段階で言えば、その方針なりってのは変わらないかもしれないんですけど、
2:34:16	何となくその評価、評価をした結果、
2:34:19	範囲内だから関係ない。
2:34:21	とにかく、
2:34:23	理由としてそういう理由は成り立つのかってところちょっとよくわかんない。
2:34:30	何かしら確認が必要だからさ、補足でつけてるぐらいですよ。
2:34:35	ちょっと何かそういう意味で言うと、
2:34:38	何か、
2:34:39	評価をしてみて結果がどうだからってというのは何かあんまりちょっと、
2:34:43	理由ではないよ。
2:34:45	知って、
2:34:58	じゃあこのバツってのはあくまでもその記載が変わるか変わらないだけの判断っていう。
2:35:04	理解。
2:35:06	九州電力タケツグです。この申請のマルかバツかというのは申請書に、
2:35:11	変更が必要であるものを松葉、
2:35:15	でもあまりだった。
2:35:17	この上部に関する適合性についてはもちろん確認をして、
2:35:23	おりますのでそれが他の申請書の変更がないということは、
2:35:28	説明して、
2:35:29	梅本さん。
2:35:35	多分、マルバツ。
2:35:36	この資料上のマルバツが、
2:35:40	定義がいまいちよくわからなかったっていうかそれはどっかに書いて、
2:35:45	適用状況は何となくわかると知ってる。
2:35:50	あんですけど、申請の丸。
2:35:55	清常務の考え方についてパワーポイントの資料 1、
2:35:59	の方のスライド 4 ページ目の方に、
2:36:08	書いて記載をしております。
2:36:20	イコール、
2:36:22	記載の変更がありなしかっていう、イコールで見ると、
2:36:26	そうですね、その変更が、
2:36:28	あるため本説明が必要な条文というところになり、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:36:36	わかると、とりあえず 3 わかりました。はい。
2:36:45	ちょスズキです。
2:36:47	適用 0 のところが、
2:36:57	赤字の手前までは理解。
2:37:00	けど、
2:37:01	なぜ赤字に繋がるのかっていう。
2:37:08	まず、
2:37:10	千賀角の被ばくを受けないように、
2:37:14	というのが、
2:37:15	26 条 3 項の柱書のところの、
2:37:21	もう、
2:37:22	そして、
2:37:27	そ、それを、
2:37:29	この目的を達成するための手段として、
2:37:33	2 号の設備を設けなさい。
2:37:40	赤字の手前、適用 0 理由の赤字の狭いところまでは、
2:37:49	儲けるべき施設、
2:37:51	平均する。
2:37:55	赤字のところでは寝る集合体積を入力条件として設備設計の、
2:38:01	教授から企画評価に行く。
2:38:04	条文であるっていう。
2:38:08	何か文書が繋がってない。
2:38:15	これは、
2:38:17	そういう設備だから適用なのか。
2:38:26	な。
2:38:26	違う。赤字の方で何か。
2:38:29	適用します。
2:38:31	よくわかんない。
2:38:32	はい。
2:38:35	PC電力のウエハラできる。
2:38:38	こちらにつきましてはこの赤字の方行ってました適用のフローの
2:38:44	評価を、燃料集合体の設計を入力条件として評価を行うかどうかという
2:38:50	判断基準のもと、
2:38:52	でも、
2:38:53	あれ。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:38:54	主語が該当するからという。
2:39:02	はだから目的を達成するためには、
2:39:06	集合体の設計入力条件として行う評価をまずやります。
2:39:13	設備の仕様だとか、設備容量、
2:39:18	入力条件
2:39:21	目的を達成できるかどうかを確認する評価の入力条件、同じくなる。
2:39:28	だから、
2:39:30	要求の話と、
2:39:33	適用の理由の話は、
2:39:36	何か、
2:39:39	繋がってない。
2:39:49	九州電力の植原です。
2:39:50	そうしましてこの適用丸理事。
2:39:53	強まる理由っていう
2:39:55	このサインの内容につきまして、
2:39:58	最初の方が、設備設計に関する
2:40:01	もの、返して行って、後ろの方が何か、それらを入力として、
2:40:05	目的として評価を行う。
2:40:10	繋がりが、
2:40:14	何か文章が繋がっていないという
2:40:19	こちらについては
2:40:21	前の方の、
2:40:23	設備設計に対する要求であり、
2:40:30	再検討して、
2:40:34	加治以降、
2:40:37	多分これから出てくる。
2:40:42	27 条も同じ話だと思って、
2:40:46	次のページですか。
2:40:49	どう書いてあるか読んでないんですけど、
2:40:53	17 条も、
2:40:55	通常運転時の公衆被ばくに、
2:40:58	をする。
2:40:59	手段。
2:41:05	はい、報酬。
2:41:08	医学評価が、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:41:11	は、目的が、
2:41:14	年間 50 マイクロ以下になるように、
2:41:17	という目的のところ、
2:41:21	あって、
2:41:24	7 条の 1 号ですね。
2:41:26	周辺監視区域の外のオク。
2:41:29	9
2:41:30	放射性物濃度を十分低減できる。
2:41:34	岩種境界の水中の補修の努力提言です。
2:41:40	かどうかっていうところを、
2:41:42	達成できる顔を、
2:41:47	の放出量として、
2:41:51	防護燃料の貯金を、
2:41:53	入れます。
2:41:55	一方でここは、
2:41:58	午後燃料使った時、
2:42:04	放射性廃棄物を処理する能力を有しているかどうかってところが最終的な
2:42:11	こっちはもう、
2:42:15	手段、
2:42:16	それで、
2:42:18	処理できる。
2:42:19	できてるからこそ、50 マイクロから、
2:42:24	話なので、
2:42:27	このメインのところは設備の話。
2:42:30	さっきの 26 条の、
2:42:33	3 項 2 号の話も設備が、
2:42:36	の料金になってるので、おんなじ話。
2:42:39	だから、
2:42:41	ハタとして、
2:42:46	燃料の条件を変更し、
2:42:49	評価に、
2:42:50	同じように、この施設、
2:42:53	農業、
2:42:55	要領、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:42:56	入力になっているので、
2:42:58	そこを合わせて評価することになるから、ここは、
2:43:03	対象になるんですよ。
2:43:06	話。
2:43:10	なって、申請については、
2:43:15	設備の、
2:43:16	容量だとか、機能だったね。
2:43:19	入ることがない。
2:43:21	バツですよ。
2:43:25	ごとなのかなと思ったんだけど、一方で、
2:43:29	評価の、
2:43:30	関わる変わらないか。
2:43:36	午後や、
2:43:37	はい。
2:43:39	26 条が出て、5 号側変わらないけど、
2:43:53	救護、
2:44:01	こんなに
2:44:04	27 条は、
2:44:06	本週報、
2:44:08	の評価が変わる。
2:44:13	ここはだから、
2:44:15	適応の理由は同じような形になるけど、
2:44:18	定数かどうかってところは変更があったから変わる。
2:44:22	そういうふうな、
2:44:24	単純な話。
2:44:25	そんな時には、
2:44:27	設計の話と、
2:44:29	評価の、
2:44:30	分けない。
2:44:35	六条側も設備は買わない。
2:44:39	イシイ電力のウエハラです。はい。26 条は設備は変更あります
2:44:45	生活評価の方も、今回、
2:44:48	本文が出てこないの、
2:44:51	まとめます。
2:44:55	イシイ電力の山名です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:44:57	はい、ご認識の通りです。
2:45:00	以上です。
2:45:01	ここはうまいこと書かないと。
2:45:08	さっきの、
2:45:10	清角岡のフロー。
2:45:14	そのまんまなるの。
2:45:23	設備は変わりませんで、
2:45:27	規制対象外。
2:45:32	設計方針。
2:45:36	本部の設置方針変更があるかどうか。
2:45:41	正規方針といった設定
2:45:48	イシイで、
2:45:49	イハラでございます。
2:45:51	こちら設計方針といいますのは、設備、
2:45:56	要求を満足するための、
2:45:58	次を設けます。
2:46:00	というふうな、
2:46:02	本部の方で、
2:46:07	はい。
2:46:08	これの、
2:46:09	添付書類が一。
2:46:11	終わり。
2:46:13	16条。
2:46:15	書類がも変わらないので、ノーで、
2:46:20	バツ。
2:46:31	評価どこ。
2:46:34	一応、
2:46:41	評価をするっていうところ。
2:46:43	つまり申請できる選抜ですよっていうことを示させるために、
2:46:49	関わってますので、説明資料の方で、
2:46:59	うん。
2:47:01	さっきの
2:47:02	規制のフローのところ、
2:47:05	評価が変わるかどうかみたいな話がない。
2:47:16	七条側設備が変わるか変わらないかで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:47:22	No. 1、
2:47:23	1 ショウガン。
2:47:28	19 ページの 34 号炉申請 0 理由ってのはよくわかんない。
2:47:45	九州電力の植原でございます。
2:47:48	こちら 27 条の、
2:47:50	方につきましては、
2:47:52	評価も、はい、岩切木曾の予定でやってる評価も変わりますし、その評価結果を今度 9 号、
2:47:59	9 で示しておりますので、
2:48:01	申請対象、
2:48:02	いうふうに、
2:48:05	ちょっと、だからそれがー
2:48:08	資料 1 の 6 ページには、
2:48:10	該当しない。
2:48:17	イシイ電力の植原でございます。
2:48:19	こちら資料、
2:48:21	1-6 ページだと Q1 で回答。
2:48:31	いや、
2:48:32	これだってちょっとそれだと放射性廃棄物を処理する能力っていう
2:48:38	IT で処理して、
2:48:40	設計が変わってる。
2:48:47	要求自体は、
2:48:51	前、
2:48:52	原子炉施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有しなさい。
2:49:01	その設備側を、
2:49:06	書いてるように見えちゃうんだけど、いやそれは変わらないんですよね。
2:49:11	はい。設備としてはございます。
2:49:13	なので、
2:49:15	設計方針のところは変わらない。
2:49:24	9 日の、
2:49:25	ところの
2:49:27	方針というふうにしたい。
2:49:29	ありますが、この評価

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:49:30	保護のところだけではなくて、
2:49:33	評価結果まで含めて、本文が変わるということで、
2:49:40	廃棄物処理施設は、
2:49:44	ほぼ 9 号側の方。
2:49:53	イシイでなくないです。はい。
2:49:56	ここは全部 9 号の話として、9 号の設備と 9 号の評価の話。
2:50:04	ちょっとなんか、
2:50:05	やっぱり、
2:50:09	今の資料、
2:50:10	1-6 ページ。
2:50:16	対応しないところがあって、
2:50:18	思いました。
2:50:46	やっぱり、
2:50:47	フローチャートと、
2:50:50	フローチャートの結果が、
2:50:52	違うのはちょっとおかしいので、
2:50:54	そこはもうちょっと、
2:50:56	表現なり、
2:50:58	また別のフローなんだよ。
2:51:04	考える
2:51:15	ですね。
2:51:17	今後について検討するという確認。
2:51:23	今の 27 条の 1 項のところについては本文 9 号の方に、
2:51:30	の使用とその評価。
2:51:33	条件 8 日チェックが記載されていまして、そのうちの、今回評価の方が 変更になるんですが、その評価についてはこの 27 条 1 項の 1 号の方 に、
2:51:47	僕な。
2:51:48	方で行うそうかそういう
2:51:50	ところで、この条文については、
2:51:53	この条文の設備は変わらないんですけども評価は変わりますということ で今の記載に、
2:52:03	それらをまとめて、
2:52:06	フローの方では設計方針、
2:52:09	いうふうに書いておりまして、それが変更となるので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:52:13	唯一のところで、申請条文として整理をしているんですけども、
2:52:22	ところで、
2:52:25	疑問に思われた点を再度教えていただけないでしょうか。
2:52:54	藤。
2:52:55	地区基準規則の解釈、
2:53:00	50 マイクロの話はあくまでも、
2:53:04	濃度を十分に低減できる。
2:53:07	ていうところの解釈。
2:53:09	をどう解釈するかっていうところで、
2:53:13	50 マイクロの話。
2:53:18	放射性廃棄物処理する能力を有しているかどうかってところの話で、
2:53:25	だから、
2:53:28	直接的に見れば、
2:53:33	放射性廃棄物を処理するの履行。
2:53:37	融資注意をなさっていう適合については訪問 9 号の設備の能力
2:53:42	容量、
2:53:44	機能、
2:53:50	この、
2:53:52	1 号の読み方を、
2:53:55	十分できる。
2:53:57	ゴトウなさい。
2:53:59	十分低減できることとしなさい。
2:54:03	それから処理する能力を有することとしなさいって二つに分けてあれば、それぞれ二つ。
2:54:09	で
2:54:11	十分低減できるようにしなさいっていう。
2:54:14	実は十分で、
2:54:16	低減できる設計方針であるってことを確認。
2:54:20	変更してるかどうか。
2:54:23	今言いましたよっていうことだったよ。
2:54:29	そうすると、廃棄物を処理する能力の方は、
2:54:32	それは、
2:54:34	こっちの方も書かない。
2:54:44	えっと、
2:54:45	ありがとうございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:54:50	の申請の理由のところについては今どちらのことを言ってるのかがちょっと明確になってるので、
2:54:59	が変わってないかっていうことを確認するような記載に、
2:55:04	へえ。
2:55:07	決まったんで、
2:55:10	このフロー図の方の設計方針という
2:55:14	単語についてもこの設計方針
2:55:17	具体的に
2:55:19	今の記載では質問設置本文の言葉、
2:55:24	モリで記載しておりますがちょっと今もう、
2:55:29	学校が
2:55:31	良い、
2:55:32	金戸さん。
2:55:35	うん。
2:55:38	あとは、
2:55:40	うん。
2:55:40	ここで 26 条の 3 項に戻ると。
2:55:44	3 項は、
2:55:47	とどまることができるように、
2:55:52	ところの評価の話。
2:55:53	それは柱書きになってて、実際の 2 号用地のところは設備担当。
2:56:00	えっと、
2:56:02	そもそも止まるようにできるかどうかという評価は、許可マターじゃないですから。
2:56:08	そもそも適用条文、
2:56:10	とか、
2:56:11	からすでに外してます。
2:56:14	そうなの。
2:56:15	であればそうかも。
2:56:18	欲しい。
2:56:20	やっぱ同じように、27 条と同じように、
2:56:23	二つのことが入ってます。
2:56:25	和気。
2:56:26	だと思ったら、
2:56:28	どこも。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:56:36	こちらについても 27 条、同意を
2:56:39	のことが入っているとこのところは同様かと思うんですけど。
2:56:43	その評価の条件決定
2:56:46	評価の結果自体が今の許可に書いてあるかどうかというところが 27 条と 26 条。
2:56:51	間と。
2:56:52	おります。
2:56:54	その記載について
2:56:57	今、
2:57:12	イシイ電力の伊原でございます。
2:57:15	続きまして、27 条の方。
2:57:17	六条までご説明申し上げたい。
2:57:20	ナカジマにつきましては、
2:57:22	今、先ほど申し上げました通り、
2:57:35	で、第 1 項 2 号と 3 号につきましては、
2:57:39	こちら燃料集合体の、
2:57:44	これを踏まえて、
2:57:47	対象じゃないので、
2:57:49	対象外。
2:57:50	いうふうに、
2:57:54	続きまして第 28 条。
2:57:59	下ページ 20 ページをご確認ください。
2:58:06	すいません。九州電力タケツグです。20 ページの 28 条の、
2:58:10	放射性物質の調査施設については燃料集合体に関するものではないということで適用外と。
2:58:16	おります。
2:58:23	続きまして第 29 条ですけれども、
2:58:26	こちらは、通常運転時におきます発電用原子炉施設からの直接線及びスカイシャイン線による工場等周辺の空間線量率に対する要求でございますので、
2:58:37	これは燃料集合体の設計を入力条件として評価を行う部分でございますので、
2:58:42	このフロー中の計算で、
2:58:44	評価を行う条件ということで、
2:58:46	読まれた。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:58:47	今日対象というふうにして、
2:58:50	申請バスの理由なんですけれども、
2:58:53	こちら高燃焼度燃料を使用した場合でも、接線及びスカイシャイン県の
2:58:58	評価条件に影響がございませんので、
2:59:01	基本、
2:59:03	コンビニ書いてある。
2:59:05	変更がないことから選定対象が、
2:59:17	等、
2:59:20	駅のところで、
2:59:25	量が、
2:59:27	線源になる。
2:59:29	から 2、
2:59:31	これって、
2:59:33	オガワなのか。
2:59:40	九州電力の上原です。
2:59:42	こちらにつきましては、動画はですね、燃料集合体からのものを直接見 ているわけではないんですけれども、
2:59:49	遠慮集合体の、
2:59:54	RB。
2:59:55	フジイとかに入ってるの保有水からの直接線スカイシャイン線を見てお り、
3:00:00	こちらに、
3:00:02	影響があるかどうかという観点でちょっとまだ、
3:00:08	ちょっとそれだとなんで、
3:00:11	シーバスんところの、
3:00:14	評価条件に影響がない。
3:00:22	を、
3:00:25	まずそもそも評価が変わらない。
3:00:33	はい、イシイ電力の植原でございます。
3:00:36	衛藤。
3:00:36	こちら評価は変わらない。
3:00:39	評価を、評価をやる上での評価条件。
3:00:42	が変更になっておりませんので、
3:00:44	評価は変わらない。
3:00:51	わからない。先ほど、入力向後燃料としての設計の入力はするけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:00:57	評価条件、
3:01:00	よくわからない。
3:01:04	イシイ電力の植原でございます。
3:01:07	燃料集合体の設計を直接入力条件としているわけでは、
3:01:12	電力集合体の
3:01:14	絵を踏まえて、
3:01:16	評価条件を設定して、
3:01:18	それを、
3:01:19	評価、
3:01:20	いうものでございますので、
3:01:25	評価条件が、そこで変わらなくて、燃料集合体を変更したとしても、見直し後、
3:01:29	評価条件が変わる。
3:01:31	ということで申請が、
3:01:35	やっぱりよくわかんない。
3:01:36	藤。
3:01:39	多分のエネルギー
3:01:41	洗足か何か。
3:01:45	数字を何か、
3:01:46	あって、
3:01:48	それをちょっと厳しめに作ってあるんで、
3:01:51	多少燃焼度が上がりましたとか、
3:01:54	もう、
3:01:55	それを変える必要はありませんみたいな。
3:01:59	ことなのかなあとちょっと思ったんだけど。
3:02:03	まず、
3:02:09	ご認識の通りエネルギースペクトルを考慮してやってはいる。
3:02:14	午後包絡。
3:02:15	見るところで、
3:02:17	ほぼ、
3:02:19	暴落しているもので、
3:02:23	評価条件が変わらない。
3:02:26	向後にしても、
3:02:32	ありません。
3:02:39	場合は、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:02:49	評価条件としては、
3:02:52	これはだから、
3:02:53	分裂率がかわらないから、
3:02:57	要するに出力はかわらない。
3:03:00	そこには影響しない。
3:03:04	話し合っていると。
3:03:06	広報燃料の、
3:03:09	設計を入力にしてない。
3:03:12	炉心の出力を設計してるだけなんで、
3:03:22	九州電力の植原でございます
3:03:27	ここまで踏まえて5号燃料の、
3:03:31	ね。
3:03:32	燃料集合体の設計を入力条件としてるかどうかで、
3:03:38	そういう話だとすれば、
3:03:40	FPまで入ってるからってこと。
3:03:44	はい。ごめん。まずこの
3:03:47	直接センスカイン
3:03:48	線は、
3:03:50	No。
3:03:57	停止と非常に関係の、
3:04:00	ランマ奉仕搾取
3:04:02	を対象にしてるわけじゃなくてFP、
3:04:05	蓄積したFPの γ 線を、
3:04:08	対象にしてるわけ。
3:04:09	何も対処。
3:04:13	こちらは一次冷却材中の、
3:04:16	通常の人事ですので、
3:04:18	運転通信研究の
3:04:21	中の、
3:04:22	からの、
3:04:25	了解。
3:04:30	だから、N-16 だったら、
3:04:33	全然、
3:04:35	言えない。
3:04:36	減少する。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:04:51	九州電力の植原です。
3:04:54	愛知中央の方の、
3:04:58	でもエイティングが
3:05:01	だけですよね、それって全然。
3:05:05	燃料関係なく、
3:05:14	うん。
3:05:17	修正し、
3:05:24	それによって、
3:05:25	南波
3:05:29	だけ。
3:05:33	5 燃料がヨンパチの流量が、
3:05:35	何か、
3:05:38	原子炉出力、
3:05:40	%なのか。
3:05:43	理想とする。
3:05:46	だけで、
3:05:52	九州電力の植原でございます。
3:05:54	はい。ご認識の通りその出力、
3:05:58	踏まえまして、
3:05:59	燃料を変えることで、
3:06:01	それがも変わってしまう。
3:06:09	それを踏まえて、
3:06:12	設計が 2、
3:06:16	言ってるのは、硬くなったり、やら画なったりしてるところで、
3:06:21	Nナンバー、
3:06:23	が、
3:06:25	起きる。
3:06:26	率が変わるので、
3:06:28	それも考慮してる。
3:06:31	はい。エミ番場のスピーチがこう、
3:06:36	エネルギー側です。
3:06:40	前田新居さんことから、
3:06:43	でも、
3:06:44	おかしい。
3:06:47	というふうに、総合年見ると清野。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:06:55	こちら、
3:06:55	読まれ、
3:06:59	それで変わるんだけど、
3:07:02	でも、線源強度としては、
3:07:05	何かそれを、
3:07:07	イメージするような
3:07:10	形に、
3:07:11	4%でも 5 でも、
3:07:13	使う数字は変わらないですよってこと
3:07:18	そこがよくわかる
3:07:21	申請バツまで。
3:07:29	イシイ電力のウエハラでございま
3:07:32	はい。ヨンパチでも 5 号でも、
3:07:35	評価に使用しているところのエネルギー
3:07:39	は、
3:08:10	設工認、書いてある。
3:08:16	書いてあるんだったらそっち読んで、
3:08:19	ますけど、
3:08:20	ただ何か文章だけ見ると、
3:08:24	入力条件として評価を行う。
3:08:28	パツと 5 号で違う入力をしてるように見えるんだけど、
3:08:33	でも評価条件入戸がないっていう。
3:08:35	何かそこが有効な文章として、
3:08:42	九州電力の植原でございませう。
3:08:45	承知いたしました。
3:08:47	よう丸野燃料集合体の設計を入力条件としてというところ。
3:08:52	もう少し、
3:08:54	対応、
3:08:58	評価条件となっている。
3:09:00	そして、
3:09:06	とりあえず何をやってるかを、
3:09:08	見てからでないと。
3:09:10	何を表現したいかよくわかんないので、
3:09:14	設工認の中での資料で書いてあるんだったらそれ見ますので、もし書いてないようだったら、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:09:22	こんな評価してますっていう。
3:09:24	過去の
3:09:25	お金を、
3:09:26	むしろ、
3:09:32	はい。
3:09:33	いたしました。過去の許可でお示している内容について、ちょっと古いものになるかもしれないんですけども、示したいと。
3:09:40	それは、ここはそれを、
3:09:58	やっぱり
3:10:01	ページが 24 ページの 33 条の 5 安全建設
3:10:05	課になります。この 33 条と、
3:10:08	その次のページの 35 条の通信連絡。
3:10:12	その次のページの補助ボイラーについては燃料集合体関係ないものと、
3:10:17	ですので、37。
3:10:20	26 ページの 37 条のほうをご説明させていただきます。
3:10:33	九州電力の遊佐です。34 条について説明。
3:10:40	まず、
3:10:40	37 条は、1 から 4 行まですべて適用 0 としておりまして、こちらにつきましては重大事故等の拡大の防止等としまして、
3:10:52	燃料集合体の設計を入力条件として、有効性評価を実施する条文でございますので、適用対象、
3:11:00	苦労し、
3:11:01	一応対象としております。
3:11:06	申請の方なんですけども、まず有効性評価前提としましてですね新規規制基準の適合性について評価する際に、炉心の事象進展解析においては高燃焼度燃料の設計を考慮した評価。
3:11:19	をしておりますので、
3:11:20	今回、この高燃焼度燃料の使用乳より、実際評価不要と。
3:11:25	しております。ただし、一部、従来の
3:11:28	燃料での設計で評価している箇所がございますので、
3:11:32	そこについては今回再評価を実施して申請をさせていただきます。
3:11:38	具体的にですが、1 項につきましては、現状、
3:11:42	運転中の原子炉における重大事故に至る恐れがある。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:11:45	この有効性評価のうちです。
3:11:48	外部からの支援を超えるしない場合でも、
3:11:50	重大事故等対策を7日間継続して実施するために必要な資源の評価、こちらの、
3:11:56	さらに具体的に言うと水源の評価になるんですけども、
3:11:59	変更と、
3:12:00	なりますので、4号炉につきましては
3:12:05	有効性を確認する必要があるということで申請対象としております。
3:12:09	3、こちらの3号炉につきましては、必要な資源の評価については、
3:12:14	タンク容量等が異なることから、山陽号炉それぞれの条件で評価し、
3:12:19	3号、
3:12:21	申請書には35度の評価結果。
3:12:24	4号申請書には4号炉の評価結果を記載することとしておりまして、
3:12:28	4号炉の高燃焼度燃料の使用に伴い、3号炉の必要な資源の評価の条件に変更はございませんので、3号炉については申請対象外としております。
3:12:38	続きまして日本におきます。
3:12:40	では、セシウムの放出量の評価において、評価に用いる原子炉の移転時間等を今回変更しておりますので、再評価を実施しまして、申請書本文の記載が変更となりますので申請対象としております。
3:12:53	3号炉につきましては、
3:12:58	4、高燃焼度燃料の使用に伴い4号炉の方が厳しい結果となりまして、4号炉の結果を3号炉の申請書にも反映するために、
3:13:06	3項につきましても申請をさせていただいております。
3:13:10	続きまして3項につきましてはこちらの使用済み燃料ピット、
3:13:13	の想定事故1に対する有効性評価を行っております、
3:13:18	高燃焼度燃料を考慮した使用済み燃料ピットの崩壊熱を用いて再評価を実施。
3:13:23	しますしておりますので、
3:13:25	話しております。で、4号炉の評価結果。
3:13:30	が変更となりまして
3:13:33	本文の記載についても変更となりますので、4、
3:13:37	4号炉申請させて、4号の申請となっております。
3:13:41	こちら3号炉の申請書においても4号炉の結果を反映するために、申請対象となり、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:13:47	4 項につきましては、運転停止中の原子炉における評価において、
3:13:52	臨界ほう素濃度や燃料取替用水ピットのほう素濃度に変更となることから、一部再評価を実施しております、申請書本文の記載が変更となることから、申請対象としております。
3:14:03	こちら3 号の申請書において、4 号炉の結果を反映するために申請対象としております。
3:14:10	まず、
3:14:12	もう一つ
3:14:13	一方のところ、ちょっと説明が抜けてしまいましたがこちらの、
3:14:17	資源の評価につきましては、4 号炉の本文に記載がございませんで、添付書類の方の添付書類 10 のほうに記載が変更、記載、
3:14:26	しております、そちらが変更となりますので、
3:14:28	フロー上では、急に、
3:14:31	申請ということで支援にということ。
3:14:34	それを対象としております。以上でございます。
3:15:31	院長。
3:15:36	高野。
3:15:55	4 号の修正理由。
3:16:04	際は、
3:16:10	九州電力の伊勢です。
3:16:13	質問の意図なんですけども、本文に関わるっていうところは、この赤字の本条文に関わるという、
3:16:23	ごめんなさい、これ本庄分。
3:16:25	本部。
3:16:27	さようございます。消しできる人。さようございます。
3:16:42	私、甲斐間違え。
3:16:45	あ、わかりました
3:16:57	次の 38 条。
3:16:59	うん。
3:17:04	連絡タケツグで、38 条、27 ページの 38 条、及び、その次のページの 31 条。
3:17:13	40、41 条につきましては
3:17:17	重大事故。
3:17:19	等対象施設。
3:17:22	地盤地震、津波、火災に関する情報になりますので今回の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:17:26	燃料集合体の変更とは関係ないので、
3:17:31	整理をしております。
3:17:37	32 ページの方。
3:17:40	44 条で、緊急停止。
3:17:42	8 時間。
3:17:47	きましては、眉
3:17:51	一応、
3:17:52	そして、
3:17:54	4 の判定フローで使用すると整理をしております。その理由としては 37 条の有効性評価。
3:18:00	の結果を設計条件とする条文であるため適用対象。
3:18:04	終わりますけれども、
3:18:07	こちらについては評価の条件に変更があるなっちゃう、本部位置の変更がありませんので、
3:18:14	申請対象分、
3:18:16	ここで整理をしております。
3:20:44	ちょっとスズキですいません。
3:20:46	39 条に戻るんですけど、
3:20:50	炉心燃料って、
3:20:52	SC
3:20:56	よるSAの、
3:21:00	状態になったと。
3:21:02	37 条。
3:21:07	みたいの。
3:21:15	鎮目布施のご質問は、イメージのSs II 地震動に対する機能維持という、
3:21:29	右側は設計基準、
3:21:32	地震動に対してとか、或いは、
3:21:39	SDに対してとか、そういう話。
3:21:44	清側そ、そういう話ではない。
3:21:48	DB側でそっちで担保されてれば、
3:21:52	大きいみたいな話。
3:21:55	ちょっと
3:21:57	どうなったか。
3:22:12	市町村、ちょっとここは新規制の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:22:16	どう、
3:22:16	説明してるか読んでみないと。
3:22:19	ちょっとこの 4、39 条の、
3:22:23	適用バツの理由のところはちょっと保留にしたい。
3:22:29	九州全体で承知します。同斜の方についても使うと。
3:22:54	九州電力江原でございます。
3:22:56	続きまして、下ページ 37 ページの第 59 条、運転員が原子炉制御室にとどまるための、
3:23:04	についてですが、
3:23:05	こちら先ほどの 26 条と同様、
3:23:09	橋野池尻。
3:23:11	燃料集合体の設計を入力条件として、
3:23:16	ていうのを行う。
3:23:19	解釈に、
3:23:20	この評価をするように、
3:23:28	申請バスの方につきましては、先ほども、
3:23:31	議論がありましたけれども、
3:23:34	今の、
3:23:36	評価がある。
3:23:39	設定側の話としては変更不要ですので、
3:23:46	評価結果の方につきましては、神経を、
3:23:50	どう持っていくかにつきましてはプロ、
3:23:52	どうも
3:23:56	こちらの申請のバスの理由については、
3:23:59	言ってるかどうかはもう、
3:24:06	61 条。
3:24:08	しまして、
3:24:10	こちら緊急時対策所。
3:24:12	けれども、第 1 項の、
3:24:14	こちら重大事故に対処するために必要な指示を行うように、
3:24:18	切り換えたの。
3:24:19	はい。以上であります。
3:24:22	こちら 59 条と同様に、入場体の設計を入力条件として、
3:24:28	条文でございますので、今日対象としておりまして、申請場所については、同様に、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:24:34	検討させていただきたいと思い
3:24:37	2項3号で、2項につきましても、その以下に、
3:24:41	これ一般の条文につきましては、
3:24:44	当該条文が、
3:24:45	燃料集合体の、
3:24:50	ものではないので、一応対象外と。
3:24:53	しております。
3:24:56	今回お示し、
3:24:57	します条文については以上となり、
3:25:02	ちょっとスズキです。CAQ、個別で、まだグレーじゃんハッチングしてないところについては、
3:25:09	一部、ちょっとフローチャートの兼ね合いも、
3:25:13	あって、
3:25:14	再検討かなというところありましたけど、概ね、
3:25:19	何か固まってきて、
3:25:21	ので、あとはグレーハッチングのところ、
3:25:25	まとめる。
3:25:26	一方で、やっぱり何か、最初の整備、黒、
3:25:30	どう、うまいこと、
3:25:33	米、米1俵の話とか、
3:25:37	前田酒匂。
3:25:38	まとめないと。
3:25:41	議論
3:25:42	もう、
3:25:43	うん。
3:25:46	いらないんじゃないらしい。
3:25:48	だってこう結果だけもうまとまっていればいいやみたいなの。
3:25:51	話になっちゃう気もするので、
3:25:55	そこはそれなりにちゃんとしたものを
3:25:59	誰もが聞いても、そうだねみたいなの。
3:26:02	もので、プロセスもちゃんと踏んで、漏れなくて行ってきてるよねっていう、
3:26:10	等、
3:26:12	井口だけでなく発散して、
3:26:17	結果的にちゃんとできて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:26:18	もう入口で破産しちゃったら、
3:26:20	いかに、
3:26:24	編だけが、
3:26:26	また、
3:26:28	としては、
3:26:30	では、
3:26:33	当間だし、
3:26:34	ほとんど見えない。
3:26:37	ほぼほぼ証券で、
3:26:39	ちょっとまだそこまでぐらい乾燥して、
3:26:43	はい。
3:26:45	今日のアイテムはこれで一応、
3:26:53	事前にタケツグです。資料 4 としてコメントリストというものをまとめてい っておりますのでそれもちょっと可能な範囲でというところになりますけ ども、
3:27:02	説明させていただいてもよろしいでしょうか。
3:27:06	一応スズキですどうぞ。
3:27:09	衛藤。はい、では、資料 4。
3:27:14	整理の内容。
3:27:15	ということで、
3:27:17	私が今回ご説明する内容なんですが、まずは、
3:27:20	ナンバー25。
3:27:27	全 21 の方、
3:27:30	今回ご説明させていただいたんですけど、
3:27:33	こちらについては、27 条 1 項の様式も
3:27:37	3 月 17 のヒアリング時に、いただいたコメントが対象になるんですけ ども、その先ほどの条文整理表で説明した内容と、
3:27:47	その次のページのNo.20、
3:27:51	から、
3:27:54	ナンバー26 の方も、先ほどご説明
3:27:57	あとナンバー27 の方で、
3:28:00	12 条安全施設のゴトウのところ、
3:28:04	南米、
3:28:09	7、
3:28:10	ヒアリングの際にもここについては、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:28:13	移管したとまらない記載しかない。
3:28:16	あったので加害者の被害者と、
3:28:19	両方の観点も採用追記することということ。
3:28:26	回答の欄のところに以下の通り、条件付一緒に反映するという事で回答をしたいと。
3:28:32	もともとの使います。
3:28:35	に、
3:28:36	もう頭に、
3:28:37	燃料集合体に加害者にならないことの表現を加えてますし、燃料集合体は埋蔵発生エネルギーの高いデータナイトウ質問でございまして、
3:28:45	高速回転ではないかな、南部さん。
3:28:53	続きましてナンバー29になりますけども、こちらの16条の燃料取扱設備のところ、燃料の取り扱い方と燃料体側、
3:29:03	インターフェースに変更がないというところを明確に、
3:29:08	フォロー、
3:29:09	と、あと
3:29:10	燃料搬出するところから、
3:29:12	搬入から搬出までを、
3:29:15	最初から最後まで大丈夫という、
3:29:24	高燃焼度燃料を使用した場合でも、燃料集合体取り扱い分のインターフェースの変更はなく、
3:29:30	単にから搬出までの取り扱いにおける適用人口等の申請人が、
3:29:34	たいと考えております。
3:29:36	続いてナンバー30の方なんですけども、16条の4項のところできっきの話が出てきますけれども、こちら、
3:29:43	雑費については、
3:29:45	4号炉。
3:29:47	の高燃焼度は関係ないということを伝えようか。
3:29:52	回答案としては、
3:29:57	2号から4号の共用設備である使用済み燃料乾式首藤用地については、専任課長今回申請する4号の降雨を一つ燃料することができないため、
3:30:07	クドウすることができず、今回申請において、
3:30:09	その変更の内容を変更しない。
3:30:13	から先生対象外。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:30:17	すいません、ナンバー31のところの、
3:30:24	上は不要。
3:30:29	そうよ。
3:30:33	評価上どうなってるから、説明を。
3:30:36	はい。
3:30:45	書簡等ですね、表示燃料、
3:30:48	用済み燃料輸送容器と乾式シュゾウよ。
3:30:51	今、
3:30:52	本店、
3:30:56	午後の横の方に、その方針として記載されているものがあります。
3:31:10	コウノ(3)のその他必要な構造、
3:31:19	(8)のaポツ、設計基準対象施設の中の形の、
3:31:26	燃料体の取扱設備貯蔵。
3:31:50	(3)その他主要な構造の括弧iの
3:31:55	本発電用原子炉が、
3:31:59	3点。
3:32:02	ポツの設定。
3:32:06	へえ。
3:32:08	取り扱い、
3:34:40	今言ってるのは、
3:34:44	乾式キャスク
3:34:45	変更で、
3:34:47	はい。
3:34:50	はい。
3:34:52	乾式の使用、
3:34:54	燃料ちょうど1年、
3:34:59	追加されている。
3:35:01	私今持っているのは、その前のやつを見て、
3:35:05	これには書いてないんですけど、
3:35:08	そのときに、輸送容器の話も書いてある。
3:35:12	連絡。
3:35:14	今の、今んですね。
3:35:17	4年度ちょっと、
3:35:19	から再処理工場への使用済み燃料の搬出には使用済み燃料移送容器を使用するというと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:35:26	使用済燃料乾式貯蔵設備は、そこに貯蔵した後は、
3:35:34	容器を用いて再処理工場へ搬出するというのが書き分けられてると。
3:35:39	あと添付書類 8 品の方にですね、ごろ缶を移送する場合は、再処理工場の輸送に寄与、
3:35:47	同様の
3:35:50	はい。されております。
3:35:52	ところでご説明したかった内容としては、通常使用済み燃料の、
3:35:57	歳出については号炉管理等については庄司年度移送用地。
3:36:02	思っています。あと、
3:36:04	SAPから再処理工場への搬出についても同様に使用済み燃料輸送容器を用いております。
3:36:11	貯蔵施設に貯蔵する場合は、かんきつどう要求持って、そこから再処理施設で廃止する場合は、
3:36:17	それぞれ今日ヤマモト企業局ね。
3:36:20	出勤状況についてはしますというところを、
3:36:23	ご説明したかった。
3:36:28	今のところで、5号、4号の5号燃料、4号と言わない方燃料が、
3:36:37	向上する容器は、
3:36:41	どこですか。
3:36:42	はい。
3:36:43	で、
3:36:45	今、使用済み燃料移送用地と監査の医師を呼び出してきましたけど、5号燃料については使用済み燃料移送容器については、使用可能なものとなっております、
3:36:56	菅須藤様の方は4号炉5年度は
3:37:01	機能できないという
3:37:03	評価になってる。
3:37:07	等、
3:37:08	4号で発生する55燃料を、
3:37:13	輸送、
3:37:15	用。
3:37:18	見える。
3:37:19	ていうのは、
3:37:22	もう最初に持って、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:37:29	東郷燃料をもって企業コウノ5 燃料を容器に入れる。
3:37:34	ていうのはもう、
3:37:36	清純、
3:37:38	再処理施設に持ってく時の輸送容器に入れるタイミングしかない。
3:37:44	九州電力のタケツグです。木元ディレクターの向3号、
3:37:48	持っていかない。
3:37:50	関心も貯蔵できませんので、再生工場も、
3:37:58	を、
3:38:00	16条の4コウノちゃは、
3:38:03	この最終施設に持って行く。
3:38:07	そう容器は関係なくてそれは、
3:38:16	この設置許可基準規則がじゃなくて、別のところの、
3:38:21	対象になる。
3:38:25	ですね。
3:38:27	通りかと考えております。
3:38:31	以上の方は、専用車、
3:38:34	関西、
3:38:38	所規制庁する状況があったのでちょっと私、
3:38:43	法令上の位置付けのところが頭の中じゃない。
3:38:47	そのステーションで、ここには関係ないんだ。
3:38:51	ここはちょっと
3:39:01	九州電力です。
3:39:03	今野がナンバー30 イチノセ、
3:39:06	続きましてナンバー3。
3:39:10	空についてない。
3:39:16	こちら
3:39:19	前回ヒアリングの変更理由、資料に関するコメントになります。今回、
3:39:24	それを反映したものを作成しているものになりますが、ちょっと今回はまた新たに、
3:39:29	この資料の整理について、
3:39:31	検討しますので、今回割愛させていただく。
3:39:34	はい。
3:39:36	と思います。
3:39:38	連絡がよろしい。
3:39:51	九州電力の吉田です。39番だけですわねちょっと

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:39:56	記載の拡充という、
3:39:58	ところで、
3:40:00	以前、
3:40:01	それぞれどちらの崩壊熱のデータを使っているかっていうところを明確にしてくださいというコメント。
3:40:07	をいただいたと考えておりました、
3:40:11	資料、
3:40:12	2-5 ページ。
3:40:15	本文 10 号関連の一番下のところで炉心崩壊熱データの変更。
3:40:19	というところをお伝えさせていただいておりますが、
3:40:21	日本原子力学会推奨値に基づく、核分裂生成物の崩壊熱及びオリゲン IIコードによるアクチニドの崩壊熱を考慮した炉心崩壊熱ということで、アクチニド等、
3:40:32	それ以外に、
3:40:34	について記載を明確にしている。
3:40:36	でございます。以上になります。
3:40:43	そこは
3:40:45	はい。
3:40:46	参事。
3:41:12	POCピットのほう素濃度は、
3:41:16	感染。
3:41:36	五条の
3:41:38	観点から、3100、
3:41:48	電力の、
3:41:49	設備です。
3:41:53	ちょっと語弊がある表現かと思う。
3:41:56	ますが、3100ppmと決めるのは、3 度の共用設備を考慮して決めてい るんですけども、停止能力維持の観点からツチヤ 2500ppmから濃度を 上げる必要があるという、
3:42:09	アノ。
3:42:10	非常時の
3:42:12	水源として、
3:42:13	用いる成り行きで 3100 が入った。
3:42:19	精神能力。
3:42:22	冷温停止を維持する。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:42:25	ものとして、
3:42:26	3100に変更するわけじゃないですよ。
3:42:32	過渡時とか事故時の冷温停止の
3:42:37	能力を、
3:42:38	多分、冷温停止状態を維持するために3100にするわけ。
3:42:43	冷温停止、
3:42:44	をするための能力は能力として
3:42:49	それがどのぐらいの濃度、知らないけど、
3:42:53	それを上回っているものが入って希釈されないっていうために、3100のものがそのまま成り行きで入ります。
3:43:03	米D。
3:43:05	島だから、
3:43:07	やっぱ何かこの記載をおかしくて、
3:43:10	なお書きが本来の趣旨であって、
3:43:18	停止能力を維持できるということは、
3:43:23	単純に数字を比較して、
3:43:26	より高い濃度。
3:43:31	行きましたっていう。
3:43:34	何か目的として3100にしてるように、
3:43:38	おかしいんじゃないんですかって話をして、
3:43:44	経営戦略部が決定です。
3:43:50	の、
3:43:51	案件の内容についてはご認識の通りになりますので、
3:43:55	まだちょっと本
3:43:57	課イノウエ。
3:43:59	ヤマモトを上げるという理由については今回の申請で2500ppmではなく、それ以上のほう素濃度が必要となったからという意味で、変更しますという、
3:44:10	ことをちょっとお伝えしたいという内容になりますのでちょっと今の記載のままだと、ちょっと、
3:44:18	本来の意味が異なると、
3:44:20	イワマ、
3:44:21	その通りだと思いますのでまた検討したいと思います
3:44:27	ちょっとですね、その欄の下の欄になお書きで書いてあります。これ25条の話だと思うんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:44:35	その調整要求反応制御能力についてどういう低下するものの、
3:44:41	今これ別に、
3:44:43	CVCS側の方で、
3:44:46	関戸。
3:44:48	けど、
3:44:49	最終的に冷温停止、
3:44:55	して、するため、それから維持するために必要なほう素濃度を、
3:45:00	ていうのは、実は大して変わらない。
3:45:06	何かこの記載がよく、よくわからないんですけど、調整、濃度調整における反応制御能力についても同様に低下する。
3:45:16	けど軽微だみたいな。
3:45:21	越冬
3:45:22	実際に、
3:45:24	冷温停止に持ってくるために必要なほう素濃度って、何ていいのかわかんない
3:45:28	例えばそれが、
3:45:31	現在は 2000ppmで言ってるんだけど、それ 2200 ぐらいにしなきゃ駄目。
3:45:37	だったら、
3:45:40	ここの経費ってのは何。
3:45:45	九州電力、別府です。
3:45:47	その制御設備の反応度制御能力の、
3:45:50	ほう素濃度調整からは能勢グループについては、ほう素価値、
3:45:55	になるんですけども、こちらについては、選書線路によって
3:46:04	のエネルギー服する効果しますというところで、
3:46:07	発電所があるんですけども、
3:46:09	現在本
3:46:12	あいてください。
3:46:14	ローマ郵送以下の変更となるので、この記載には変更ないというものに、
3:46:20	一つ、そこはだから、通常温泉中の話の方、
3:46:29	その通りで、
3:46:32	ページ数わかりました。そうすると、
3:46:38	25 条の冷温停止、
3:46:41	能力、能力。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:46:43	フォロー、
3:46:46	その説明はちゃんと何か、この
3:46:49	項目の中で、
3:46:51	上手いこと書けてない。
3:46:53	から、
3:46:54	燃取用水ピットのほう素濃度の、
3:46:58	後とか事故時に薄めないようにするために、言えなきやいけない。
3:47:04	は、
3:47:09	何かこう、
3:47:11	何となく、
3:47:15	冷温停止に必要なほう素濃度って、
3:47:20	上がるんだろうなと思う。
3:47:22	ぐらい。
3:47:31	それを上回ってればいいんですよ。
3:47:33	で、多分 2500 じゃ足りないから上げようとして、
3:47:44	と。
3:47:46	冷温停止、
3:47:48	どうですか。
3:47:50	の説明があればわかる
3:47:55	んです。
3:47:56	宇津です。はい、ご認識の通り 2500ppm で渡りまして、
3:48:00	数百 ppm、必要なほう素濃度として残り ppm
3:48:06	なもの。
3:48:07	になりまして、3 号との共用設備の考えから現在、
3:48:12	ところで記載をしておりますので、
3:48:15	ご指摘いただいた通り、ちょっと 25 条との関連についてを踏まえた記載内容、
3:48:21	作りを検討いたします。
3:48:26	じゃそこ
3:48:28	では、
3:48:29	なんぼ。
3:48:36	はい。ナンバー 40 のところなんですけどもこちらの、
3:48:42	今は審査会合でいただいた地域業務の選定でしかフローについてのコメントをちょっと最低させていただいてるものになりますので、
3:48:51	今回説明したものと、割愛させていただきます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:48:56	少々お待ちください。
3:49:07	九州電力信田です。
3:49:08	それからナンバー3について、
3:49:13	3月17日のヒアリング資料2の方で、申請弁護士確証を、
3:49:18	です。
3:49:19	いただいておりますけれども、
3:49:22	清小の方では、
3:49:24	効果のみが記載されておまして、
3:49:27	申請書だけを見ると、
3:49:30	になってわかりにくいという。
3:49:35	後者の方を修正しての作成方針としては、
3:49:39	今度、ご指摘のありました本文10号も含みまして、
3:49:43	これまでの
3:49:48	でございます。
3:49:50	このない場所については、
3:49:52	そこから、
3:49:54	変わらない、同じであるということ、
3:50:00	下抜きになってわかりにくいところですので、
3:50:04	今後、この申請における補足説明資料にて、
3:50:08	この仲宗根、
3:50:10	最初は、申請前後比較表の方へ、
3:50:15	提出して説明させていただく予定として、
3:50:19	今、
3:50:20	以上です。
3:50:26	はい。議長。
3:50:27	そこはよろしく願い
3:50:32	中を一通り、
3:50:39	衛藤市長から、
3:50:50	報道、一番最初に、
3:50:52	終わって、この整合の話。
3:50:56	相当にやらないと。
3:50:58	判定側の方の認可希望の話が、
3:51:04	阿蘇後納資料早めに出される。
3:51:09	それで、
3:51:10	次のヒアリングを、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:51:14	工程、
3:51:16	方がいい。
3:51:17	かなっていう気はしますけど、一方で、
3:51:21	全部カウントの制限もあるので、
3:51:25	もう、
3:51:26	それで、この条文整理のところ、
3:51:29	一緒に載せなければ、この形でもう社会、
3:51:34	出して、
3:51:36	時間があれば直していただいたものを受け取る分にはできる
3:51:43	法案でのこの整合の話とは別に、要するに展望の話とは別に、
3:51:49	資料出し、出して、新しく修正して出したもので、審査会合をやりまっすっていうふうにですね。
3:51:55	構わないので、
3:51:56	ただその場合また所見でやることに、
3:51:59	なりますよということで、ちょっとその辺の資料の1いつ出す、それから、
3:52:04	審査会合、
3:52:06	いつのタイミングで、
3:52:09	やるかっていうところを含めて、
3:52:12	審査会合、
3:52:14	保安規定の方の認可の、
3:52:16	処分をいつのタイミングまでにやりたいかっていうのの金含めて、
3:52:21	先ほどの資料を出したところで1回ヒアリング
3:52:25	を申し、しないと。
3:52:28	その話。
3:52:30	と絡めて、今回、こっち側の方の、
3:52:34	カウントの問題をどう、
3:52:41	希望
3:52:45	規制庁側からは、
3:52:49	九州電力から何か、
3:52:50	でございます。
3:52:53	ちょっと、
3:53:06	九州電力、広沢。
3:53:07	今お話があった、この
3:53:10	設置許可と保安規定の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:53:15	私ども、
3:53:24	審査の効率化の活動の中、
3:53:28	各社に共有。
3:53:31	それで、
3:53:34	今回、
3:53:35	私たちの変更記載、
3:53:38	他社の見る限り、
3:53:41	まず、
3:53:50	問題じゃない。
3:53:57	もしても、保安規定、
3:54:04	それで、本件審査の中で、
3:54:08	許可の制度、
3:54:11	同じ
3:54:17	もし、
3:54:27	はい。
3:54:51	入所規制庁です。少なくとも、
3:54:55	許可によるものである。
3:54:57	これは、
3:54:58	保安規定の認可の、
3:55:01	条件ですね。
3:55:02	そこが説明できないか。
3:55:06	で、それをしっかり説明していただければ、
3:55:11	それぞれだけです。
3:55:12	九州。
3:55:14	そうしますと、
3:55:15	添付の 5。
3:55:18	だけで、
3:55:22	考えて、
3:55:25	それは、
3:55:26	そう、そういうふうになってしまうんだったら、そう考えるしかない。
3:55:31	過去の、
3:55:33	許可を、
3:55:34	取り消して、
3:55:36	やりたいんですみたいな話はない。
3:55:54	だけの話ではなくて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:55:58	言った話になる。
3:56:00	いや、誰がや見ようがなんだろうが、
3:56:03	基準に適合しなければ許可できないし認可できないので、
3:56:07	それをちゃんと説明してくださいって言うてるだけですから。
3:56:10	それを説明されなくても、
3:56:13	わかるっていう審査官は、それにファシリティとかしたり、
3:56:21	それがわかるっていう、
3:56:24	説明資料が出てるんでしょ多分その日、
3:56:28	私はその今の資料ではそれがわからないので、わかるように説明してくれと。
3:56:51	やっぱですけど
3:56:53	今回たまたまその不安形と、
3:56:56	とかっていうところで、
3:56:58	関連するものが一緒に出る。
3:57:00	ね。
3:57:01	それは本店として、そこはちゃんと、
3:57:04	そこら辺の整合性をとって、
3:57:06	申請をしてくださいというだけの、個別の案件としてまずとらえて欲しいと言って、
3:57:14	話広げさせていうのはそれはしたいんだったらしてもいいですけど
3:57:18	そこまでやるんですか。
3:57:20	今、我々は、本社からその関連する許可の案件と安定を、
3:57:27	申請をされていて、その双方を見ると、整合がとれてないというところで多分こういう話になってる。
3:57:34	まずは本件についてどう扱うかっていうところで、
3:57:38	いろいろ話してるかと。
3:57:42	何か一般論まで含めて全部やるんですかっていうのは、
3:57:45	それぞれ別に、
3:57:46	そういう選択肢もあるかもしれませんが、そこまでやるんです買っちゃう。
3:58:03	浅野常務。
3:58:12	聞いてます。あとはですねちょっと瑣末なことではないんで、
3:58:17	ちょっと、
3:58:18	いろいろ今日きょうのやりとりとか他の関係も含めてなんですけど、一応我々の認識としてはヒアリングは一応事実確認じゃなくてですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:58:29	会合で議論をする。
3:58:31	ということなので、あんまりそのヒアリングで議論というですね、言い方自体が多分適切ではなくてですね。
3:58:38	あくまでも事実確認で、
3:58:40	行った上で、会合で議論、
3:58:45	いう認識でいますけどそういう認識で大丈夫です。
3:58:49	そういう認識であればですねちょっと
3:58:52	見方等についてですね、適正な言い方で、ご発言いただければという。
3:59:00	九州電力の田仲です。
3:59:02	一応ヒアリングは事実確認の場でやって、審査会合は、
3:59:07	協議、
3:59:10	こちらも
3:59:12	はい。ちょっと
3:59:14	今回はちょっといろいろ、
3:59:16	ほんで復帰したいこともあったんで、
3:59:19	今回、
3:59:22	気をつけたい。
3:59:24	そこは内容によってっていうのも、いろいろ言い方とかそういうの含めてあると思うんですけど、一応本当に議論であればそこは掛け声っていう
3:59:35	ちょっと入った。
3:59:46	経費をする。
3:59:48	ほかになれば、
3:59:50	これでヒアリングを終わりたいと思いますけれども、
3:59:54	九州電力の発電本部側もよろしいですか。
4:00:04	はい。一緒に発電本部側特にございません。
4:00:08	研修規制庁するんです。では、本日のヒアリング、これは
4:00:11	ありがとうございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。